

第4章 風水害応急対策計画

第4章 風水害応急対策計画

第1節	組織計画	1
第2節	活動計画	6
第3節	水防計画	8
第4節	事前措置及び応急措置に関する計画	12
第5節	動員計画	16
第6節	気象注意報・警報等の伝達計画	18
第7節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	20
第8節	災害広報計画	27
第9節	通信計画	28
第10節	消防活動計画	31
第11節	避難計画	34
第12節	避難行動要支援者入（通）所施設応急対策計画	42
第13節	被災者救出計画	44
第14節	食料供給計画	44
第15節	給水計画	47
第16節	生活必需品等物資給与計画	48
第17節	応急住宅対策計画	50
第18節	医療・助産計画	53
第19節	防疫計画	55
第20節	清掃計画	56
第21節	障害物の除去計画	57
第22節	行方不明者の搜索、遺体の収容・埋火葬計画	58
第23節	文教厚生対策計画	59
第24節	輸送計画	62
第25節	防災ヘリコプター活用計画	63
第26節	労働力供給計画	65
第27節	交通応急対策計画	66
第28節	施設、設備の応急復旧	67
第29節	災害救助法適用計画	68
第30節	自衛隊の派遣要請等の計画	71
第31節	相互応援協力対策	76
第32節	公共的団体等の活用計画	79
第33節	ボランティア活動支援推進計画	79

第4章 風水害応急対策計画

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町長は、基本法第23条第1項の規定に基づき、町に災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連絡及び協力のもとに災害応急対策を実施するものとする。

1 組織

神流町災害対策本部の組織及び編集は、神流町災害対策本部条例（平成15年神流町条例第13号）及び本計画に定める。

2 設置基準

町長（町長が不在の場合は、副町長・教育長の順）が神流町災害対策本部を設置する基準は次による。

- (1) 群馬県下に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雨、大雨洪水警報、注意報が発表され、その必要性が認められるとき。
- (2) 町の区域に大規模な火災、爆発、その他重大な人的災害が発生し、その必要性が認められるとき。
- (3) 町の区域に重大な災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その必要性が認められるとき。
- (4) 前号のほか、著しく激甚である災害により、その必要性が認められるとき。

3 設置場所

災害対策本部は町役場に設置し、役場正面玄関に「神流町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、激甚災害等により、役場庁舎内に災害対策本部を設置できない場合は、代替施設として中里合同庁舎、神流町立万場小学校、神流町立中里中学校の順序で災害対策本部を設置することとする。

4 廃止基準

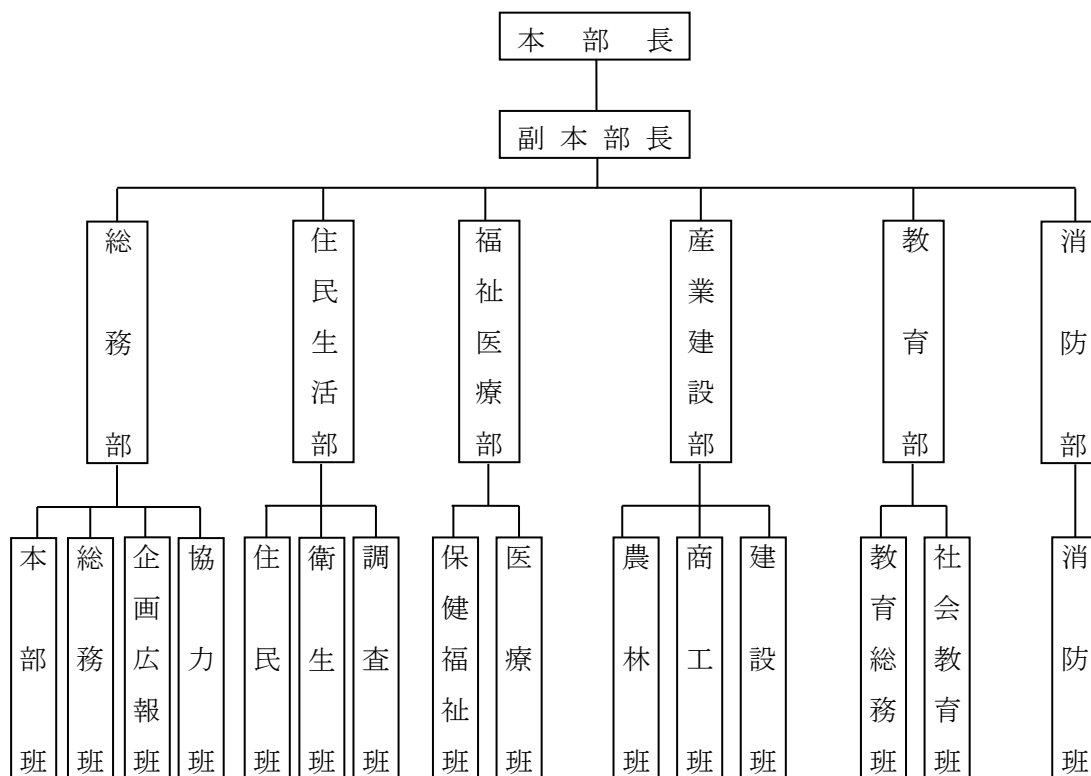
災害のおそれがなくなったとき若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

5 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。ただし、本部員が欠けたときは本部

長の任命により班長が代理し、班長が欠けたときは 部長の任命により班員が代理するものとする。

(1) 本部組織図



本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務課長、住民生活課長、保健福祉課長、産業建設課長、 教育委員会事務局長、議会事務局長、総務課長補佐相当職、 生活課長補佐相当職、保健福祉課長補佐相当職、産業建設課長補佐相当職、 会計課長補佐相当職、教育委員会事務局長補佐相当職、消防団長

(2) 本部事務分掌

本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動に係る重要事項の決定。 ・本部事務の統轄及び本部員の指揮監督。
副 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐。 ・本部長不在時における職務の代理。

部	部長	班	班長	事 務 分 掌
総 務 部	総 務 課 長	本 部 班	総 務 課 長 補 佐 相 当 職	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・配備体制、その他本部命令の下达に関すること。 ・町有自動車の配車に関すること。 ・各部各班との連絡調整に関すること。 ・避難勧告、避難指示等の発令に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・国、県及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・消防団員出動要請、活動への指導等に関すること。 ・各班への増員派遣に関すること。 ・罹災証明書の発行に関すること。
		総 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等の設置及び運営に関すること。 ・福祉避難所の開設に関すること（保健福祉班と連携）。 ・災害応急措置関係予算に関すること。 ・町民の救助、救出等に関すること。 ・水害、火災又は地震等の災害防除及びこれらの災害による被害軽減対策に関すること。 ・応急食料等備蓄品の調達及び配給に関すること。 ・燃料の調達に関すること。 ・公共交通機関及び交通安全確保に関すること。 ・ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること。 ・ボランティアの受入支援、調整及び派遣に関すること。 ・各部各班への協力に関すること。 ・町議会議員との連絡調整に関すること。
		企 画 広 報 班		<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受信及び応急対策の指示及び広報に関すること。 ・各部から報告された被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 ・報道機関等への発表に関すること。

部	部長	班	班長	事務分掌
				<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び地震情報の収集、伝達に関する事。 ・災害救助の総合調整に関する事。
		協力班	議会事務局室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの開設及び活動計画に関する事。 ・ボランティアの受入支援、調整及び派遣に関する事。 ・各部各班への協力に関する事。 ・町議会議員との連絡調整に関する事。
住民生活部	住民生活課長	住民班	住民生活課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の調達及び供給等に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。
		衛生班		<ul style="list-style-type: none"> ・清掃施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・応急的清掃に関する事。 ・し尿処理に関する事。 ・ねずみ族、昆虫駆除に関する事。 ・防疫薬品及び資材調達供給確保に関する事。 ・遺体の収容、身元確認及び埋火葬に関する事。 ・倒壊家屋の調査に関する事。 ・流失地の調査に関する事。
		調査班	会計室長	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋の調査に関する事。 ・流失地の調査に関する事。
福祉医療部	保健福祉課長	保健福祉班	保健福祉課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認に関する事。 ・避難行動要支援者の避難誘導に関する事。 ・医療施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・社会福祉施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・救護所の設置、運営及び管理に関する事。 ・救急薬品等の供給確保に関する事。 ・伝染病の防疫又は患者の早期発見収容に関する事。 ・助産及び母子の衛生保護その他の防疫業務に関する事。 ・救助物資の保管及び受払に関する事。 ・救助物資の配分計画及び供与に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。 ・社会福祉協議会に関する事。

部	部長	班	班長	事務分掌
		医療班		<ul style="list-style-type: none"> ・救護班の編成に関する事。 ・医療関係者の動員及び配置に関する事。 ・救急医療機関等との連絡調整に関する事。
産業建設部	産業建設課長	農林班	産業建設課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農林業施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・農林業関係の被害調査及び被害農作物の応急措置、被害農作物用肥料農薬の供給に関する事。 ・被災農家に対する金融措置に関する事。 ・家畜の防疫診断、家畜施設対策、飼料の受給に関する事。 ・災害用農作物の予備貯蔵管理に関する事。
		商工班		<ul style="list-style-type: none"> ・商工関係の被害調査及び報告に関する事。 ・観光関係施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。
		建設班		<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係災害情報の収集、関係機関との連絡に関する事。 ・道路、橋梁の応急措置、被害道路、橋梁等の調査、応急修理に関する事。 ・山崩れ、治山施設、治水施設等の措置及び指導に関する事。 ・被害河川の情報収集、調査、応急措置、その他水害予防、砂防応急措置等に関する事。 ・被害建築物の調査、応急措置及び指導、建設業者等の連絡に関する事。 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事。 ・応急仮設住宅の建設、管理に関する事。 ・水道施設被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・給水、水質検査に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。

部	部長	班	班長	事務分掌
教育部	教育委員会事務局長	教育総務班	教育委員会事務局長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の避難誘導及び避難状況調査に関すること。 ・学校その他教育施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・教育関係の被害調査、関係機関との連絡に関すること。 ・災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 ・保育所児童の避難誘導及び避難状況調査に関すること。 ・保育所施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。
		社会教育班		<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・文化財の保護及び応急対策に関すること。 ・社会体育施設、学校体育施設の解放、調整に関すること。 ・各種スポーツ団体への協力要請に関すること。

第2節 活動計画

風水害等大災害が発生した場合に、職員が迅速に行動し、町民の生命、身体及び財産を災害から防ぐための活動を定めるものとする。

1 事前計画

(1) 警防調査

消防活動を迅速・的確に実施するために、地理、水利等の状況をあらかじめ調査する。

(2) 災害危険区域の把握

警防調査に基づき、水害が予想される区域、水没等により進入困難となる区域、急傾斜地、土砂崩れ危険区域、増水等により急流となる河川及びその他の危険が予想される区域を把握し、必要に応じ河川、堤防等の管理者に連絡し必要な措置を求め、付近町民に周知させる。

更に、災害誘因、素因、履歴の検討、土地利用の返還の検討及び地域の危険性の総合把握を行う。

(3) 重点防御施設・区域の把握

公共施設、病院、学校、避難所となる建物調査

(4) 警防活動用図面の整備

警防調査に基づき把握した資料の図面に、過去の災害被害状況を記入し、資料を整備する。

2 災害出動計画

(1) 部隊編成

ア 警戒時の部隊編成

水害危険区域の状況、道路の冠水・土砂崩れ等により孤立するおそれのある地区の状況により、保有消防力を勘案し、警戒班の編成計画をはじめ、初動対応部隊、補強消防隊等出動計画を定める。

イ 災害種類別・規模別部隊編成

災害の種類及び状況を勘案し、警戒班の編成計画をはじめ初動対応部隊、補強消防隊等出動計画を定める。

(2) 出動経路

災害により、道路等が寸断されることが予想されるので、あらかじめ出動経路について検討する。

(3) 部隊の交代及び増員

水防警報が発令された場合、危険箇所へ必要に応じ人員の増員及び部隊の交代を適切に実施し、継続した活動が確保されるよう計画を策定する。

(4) 相互応援協力

大規模災害発生時には、1つの消防機関のみではすべての災害に対応できないことが予想されるため、町との間で締結した応援協定等に基づき災害応援要請を依頼する。

3 警戒活動計画

(1) 警戒本部の設置（対策本部設置前の対応）

災害発生のおそれのある各種気象警報が発令されたとき又は気象警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認めるときは、初期段階での活動を素早く実施できるために、次により役場内に警戒本部を設置し、情報収集や、防災関係機関等との連絡調整を実施する。

ア 設置時期

各種気象警報等の発令、降雨量（最大日量、最大時間雨量等）等により警戒体制を確立する必要がある場合に警戒本部を設置する。

イ 組織及び任務

- ・情報収集及び伝達体制の確保
- ・消防部隊の増強
- ・災害危険区域等の警戒
- ・災害活動資機材の点検・整備及び配備

- ・通信体制の確保
- ・災害情報の広報活動
- ・その他必要事項

(2) 職員の招集

災害発生状況を把握し、招集する。なお、伝達手段については、「第4章 風水害応急対策計画 第5節 動員計画」による。

(3) 情報収集項目

- ア 気象注意報及び警報の発令状況
- イ 雨量及び河川の水位等の情報
- ウ 地域の災害情報
 - ・河川周辺地域及び災害危険区域の危険状況
 - ・土砂災害の予想される箇所の前兆現象
- エ 町民の避難状況
 - ・避難実施区域、避難所名、避難人数、その他必要事項

(4) 災害広報（町民への情報伝達）

町民の不安や混乱を防止するため、災害情報を町民へ伝達する。なお、伝達手段については、「第4章 風水害応急対策計画 第8節 災害広報計画」による。

(5) 関係機関との連絡調整

- ア 県危機管理室、広域消防本部等の防災関係機関等との情報交換をする。
- イ 災害危険区域等の警戒区域の設定及び活動体制等について、防災関係機関相互の連絡を密にする。

第3節 水防計画

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の水防活動が有機的、かつ、効果的に行われるよう計画するものである。

1 水防区域

本町各河川の現状及び洪水を予想し、公共に及ぼす影響により次のとおり水防区域を指定する。

水系名	河川名	所在	延長	岸	備考
利根川	神流川	神流町	6,500m	左岸	神流町大字麻生諏訪橋より小平80番地先まで
利根川	神流川	神流町	100m	右岸	神流町大字生利字飯島9番地付近

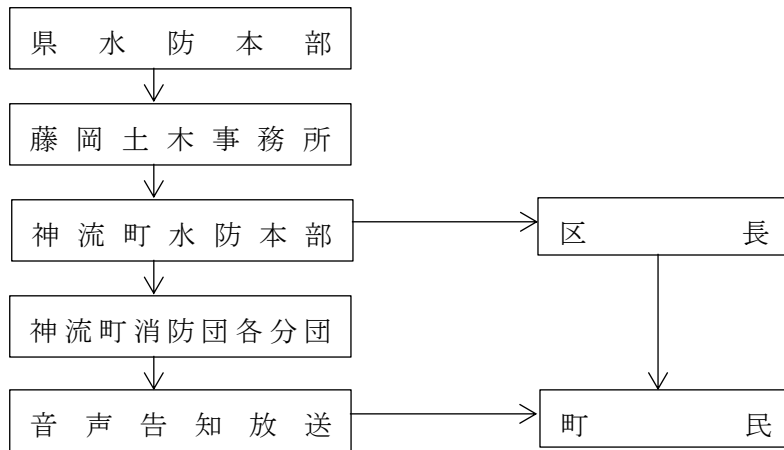
2 水防組織

町における水防組織は次のとおりである。

水防本部長（管理者） -----神流町長
 水防団長 -----神流町消防団長
 現地指導 -----藤岡土木事務所
 庶務、記録、連絡情報 -----神流町役場 総務課・産業建設課

3 気象情報等連絡方法

水防本部は、藤岡土木事務所等からの気象状況等の連絡を受けたときは、次のとおり町民に周知徹底を図る。



- (1) 雨量通報
- (2) 水防通報

4 水防非常動員と出動

(1) 動員及び活動

本部長は、水防法第 10 条第 1 項の規定により（洪水のおそれがあると認められるとき）、知事からその状況を通知され又は洪水による危険があると予想されたときは、次の基準により非常動員の指令を発する。

区 分	動 員 内 容
第 1 号動員	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生までかなりの時間的余裕がある場合、少数の人員で当たり、情報・連絡活動を主として事態の推移によって、直ちに指導その他の活動ができる体制（所属人員の 25%程度で水防業務に当たる）

第2号動員	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられる場合、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なくできる体制 (所属人員の50%で水防業務に当たる)
第3号動員	事態が切迫し、水防活動の必要が予想される場合、所属人員全員によって水防活動ができる体制 (所属人員全員完全な水防業務に当たる)

(2) 待機及び出動準備

ア 待機

洪水予報が発令され又は県水防本部が待機の状態に入ったときは、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその状態を把握することに努め、団員を直ちに次の段階に入れるような体制に置くものとする。

イ 出動準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき又は気象状況等により水害の危険が予知されるときは、出動準備命令を発し、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備・点検、作業員の動員計画に当たり、水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所及び護岸巡視等のため団員を出動させることとする。

(3) 出動

出動命令は、次の状況の際に発令するものとし、水防団及び消防機関の全員が指定の詰所に集合し、水防活動を行うものとする。

ア 水防警報が発せられたとき。

イ 河川の水位が警戒水位に達したとき。

ウ 急激な豪雨があったとき。

エ 護岸に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要があると認められるとき。

(4) 出動要項

ア 第1次出動

神流町消防団員の少数が出動し、護岸の巡視・警戒に当たる。

イ 第2次出動

消防団員の一部が出動し水防活動を行う。

ウ 第3次出動

消防団員全員が出動し、水防活動を行う。

※いずれの段階の出動を行うかは、各水防管理者が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。この場合、直ちに水防本部及び土木事務所に報告するものとする。

5 河川の巡視

水防管理者は、気象又は水防の警報が発せられたとき、あるいは気象状況により水防の必要が予知されるときは、巡視員を派遣して区域内の護岸、その他水防に関する工作物等の巡視警戒に当たり、巡視員は水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告しなければならない。

巡視に当たって注意しなければならないことは次のとおりである。

- (1) 護岸の溢水状況
- (2) 工作物前面の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 工作物背面の漏水又は飽水による亀裂
- (5) 橋梁その他の構造物と取付部分の異常

6 協力応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は町長若しくは消防長に対し応援を求めることができる。

7 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位を減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに一般に周知する。

8 水防報告

水防管理者は、水防活動が集結した場合、群馬県水防計画の定めるところにより遅滞なく所轄土木事務所を経由し知事に報告する。

9 資材の確保

応急資材の保管場所を次のとおり設け、器具・資材等を準備しておくものとする。

また、資材補充のため水防区域近在の手持ち資材を調査し、緊急時の補給に備える。

管理者	保管者	所在地
神流町長	総務課長	神流町役場

資材	コードリール	土嚢袋	炊飯器	救急箱	発電機	照明器具	縄
数量	4	400	2	3	1	6	5

第4節 事前措置及び応急措置に関する計画

当町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしているときの事前措置に関する取扱いは、本計画の定めるところによるものとする。

1 町長が行う事前措置等

町長は、災害が発生するおそれのあるときは、法令等の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（基本法第58条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ若しくは出動を命じ又は警察官の出動を求める等地域内の災害対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備を要請し若しくは求める。（警察官の出動を求める場合は、藤岡警察署長を経て県警本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（基本法第59条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するのに必要な限度において、設備又は物件の除去保安等について必要な措置をとることを指示することができる。

(3) 避難の指示等（基本法第60条）

町民に対する避難の指示は、「第4章 風水災害応急対策計画 第11節 避難計画」に定めるところによる。

2 町長が行う応急措置等

町長が行う応急措置等は、次のとおりとする。

(1) 町長の応急措置に関する責任（基本法第62条第1項）

町長は、当町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしているときは、法令等の定めるところにより、消防、水防、救助その他の災害を防御し又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに講ずる。

(2) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項、消防法第28条、同法第36条、水防法第14条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第6条第4項）

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、該当区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し又は該当区域からの退去を命ずる。

ア 設定の要領

町長は、警戒区域の設定にあたって災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担表を決定するとともに、標示、広報等を行い、

町民等に対し周知徹底を図る。

イ 標示の要領

町長は、警戒区域を定めた場合、掲示板、ロープ、赤色灯、赤旗などを活用し、警戒区域を明示するとともに、掲示板による標示には、立入禁止の旨と町長名を明記し、必要に応じて警戒区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加して標示する。

ウ 警戒員の配置

町長は、警戒区域に、関係者以外の立入禁止等の措置及び避難者等の事故防止のため、交通指導員等を派遣し、警戒区域への一般車両の通行を規制するとともに、消防職員、団員による警戒員を配置し、拡声器、笛、ロープ、照明、赤色灯などを携行させて、警戒・広報等にあたらせる。

なお、警戒区域を設定した場合は、藤岡警察署長に対し、警戒区域設定について協力を要請し、警察官の協力を得て警戒活動を行うとともに、長時間にわたる場合に備え、交代要員や夜間照明を確保するよう留意する。

(3) 応急公用負担等

ア 工作物等の使用、収容等（基本法第 64 条第 1 項）

町長は、当町の地域に係わる災害が発生し又は発生しようとしている場合において、緊急措置を実施するため、緊急に必要があると認められるときは、当該区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し又は土石、竹木その他の物件を使用し若しくは収容することができる。

イ 工作物等の除去、保管等（基本法第 64 条第 2 項～第 6 項、施行令第 25 条～第 27 条）

町長は、当町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしている場合において、緊急措置を実施するため、緊急に必要があると認められるときは、現場の被害を受けた工作物又は物件で当該緊急措置の実施に支障となるものの除去その他必要な措置をとる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならないものとし、工作物等を保管した場合は、必要な措置をとる。

3 従事命令等（基本法第 65 条、同法第 63 条第 2 項）

(1) 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところによる。

命令対象の作業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員又は消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者、消防団長、 消防機関の長
災 害 救 助 作 業	従事命令	災害救助法第 24 条	知事

命令対象の作業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
(救助法適用救助)	協力命令	災害救助法第 25 条	
災害応急対策作業 (除 災 害 救 助)	従事命令	基本法第 71 条	知事
	協力命令		
災害応急対策作業 (全 般)	従事命令	基本法第 65 条第 1 項	町長
		基本法第 63 条第 2 項 警察官職務実行法第 4 条	警察官

(2) 従事命令の対象者は、次に掲げる範囲による。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災現場付近にある者
水 防 作 業	町の区域内の町民又は水防作業の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (救助法、基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 土木、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 軌道経営者及びその従事者 (7) 自動車運送業者及びその従事者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災 害 応 急 対 策 全 般 (基本法による町長又は警察官の従事命令)	区域内の町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災 害 応 急 対 策 全 般 (警察官職務施行法)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者

(3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、使用命令、収容命令を発する場合は、次のとおりとする。

なお、命令を変更し又は取り消しするときも同様とする。

ア 災害救助法による従事、協力命令・・・災害救助法施行令に定める様式（基本様式を準用）

イ 同上命令の取消命令・・・・・・

ウ 基本法による従事、協力命令・・・基本法施行規則第 7 条に定める様式

エ 同上命令の変更命令・・・・・・

オ 同上命令の取消命令・・・・・・

カ 物資の保管命令 //

キ 管理（使用、収容）命令 //

4 損害補償

(1) 損失補償（基本法第 82 条第 1 項）

町は、町長等による工作物の使用収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

(2) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（基本法第 84 条第 1 項、施行令第 36 条第 1 項、水防法第 45 条）

町は、町長又は警察官が業務従事命令及び警戒区域の設定のため、区域内の町民又は応急措置を実施すべき現場にあるものを応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのために死亡し、又は負傷し若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例に定めるところにより、その者又はその者の遺族にこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

なお、損害補償の基準及び損害補償の区分は、次のとおりとする。

ア 損害補償の基準

損害補償の基準は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令 288 号。以下「施行令」という。）の規定に基づく非常勤消防団員に係る損害補償を定める政令（昭和 31 年政令 335 号）中、消防法（同法において準用する場合を含む）第 29 条第 5 項の規定により消防作業に従事した者又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の定めるところによる。

イ 損害補償の区分

区 分	町長の命令
基 準 根 拠	非常勤消防団員及び災害に伴う応急措置の業務に従事した者
補 償 の 種 類	療養補償、休業補償、第 1 種障害補償、第 2 種障害補償、遺族補償、葬祭補償
支 給 額	群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員等災害補償条例（平成 2 年群馬県市町村総合事務組合条例第 15 号）で定める額

5 町長に対する指示

知事は、応急措置が的確、かつ、円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対して応急措置の実施について必要な指示をし又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。

6 町長が実施すべき応急措置の知事による代行（基本法第 73 条、施行令第 30 条）

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事

務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

- (1) 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者に対して立ち入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずること。(基本法第 63 条第 1 項)
- (2) 町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土石、竹木、その他の物件を使用し若しくは収用すること。(同法第 64 条第 1 項)
- (3) 応急措置の支障となる工作物等の除去(同法第 64 条第 2 項)
- (4) 町の区域内の町民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること。(第 65 条第 1 項)

7 町の委員会及び委員等の応急措置(基本法第 62 条第 2 項)

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の定めるところによる応急措置の実施の責任を有する者は、町の区域に係る災害が発生し又は発生しようとしているときは、町長の所轄のもとにその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し又は町長の実施する応急措置に協力する。

8 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、「群馬県地域防災計画」の定めるところによる。また、救助法による救助は知事が実施する。ただし、知事が救助の一部を町長が行うこととした場合には、町長がこれを実施する。

町における当該基準の適用となる住家滅失世帯数は 30 世帯以上(県内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上に達した場合は 15 世帯以上)である。なお、住家滅失世帯数とは全壊、全焼、流出等により住家の滅失した世帯の数をいい、半壊、半焼した世帯にあつては 2 世帯をもって 1 世帯、床上浸水、土砂等堆積により一時的に居住不能になった世帯にあつては 3 世帯をもって 1 世帯と換算する。

第 5 節 動員計画

神流町災害対策のための動員は、本計画の定めるところによるものとする。

1 対策本部配備体制基準

本部における体制基準は、次のとおりとする。

区 分	動 員 内 容	配 備 体 制
予 備 動 員	あらかじめ、気象予報等で災害が発生するおそれがあるほどの降雨や暴風等が予想される場合。	警戒態勢をとることが必要となった際、初期動員を円滑に行い得る必要最小限度の体制とす

		る。
初期動員	警報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれが認められるときなど、警戒態勢をとる必要がある場合。	災害警戒本部を設置し、情報収集等が円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。
第1号動員	災害が発生し又は発生するおそれが認められ、初期動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、小規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。
第2号動員	相当規模の被害が発生し又は発生するおそれが認められ、第1号動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、中規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。
第3号動員	大規模の災害が発生し又は発生するおそれが認められ、第2号動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、大規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。

2 本部要員の動員

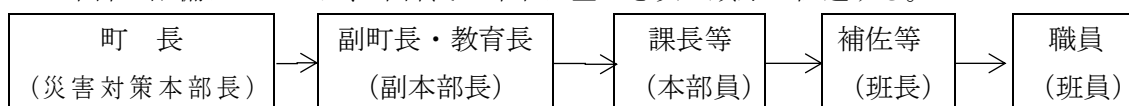
本部設置における要員の動員は、原則として次のとおりとする。

予備動員	総務課長、総務課長補佐、防災担当
初期動員	予備動員の他、課（局）長、課（局）長補佐相当職
第1号動員	初期動員の他、水道担当、土木担当、林道担当、福祉担当、広報情報担当、総務課員
第2号動員	第1号動員の他、係長、主査、消防団長、消防団副団長
第3号動員	全職員

※消防団招集があった場合、消防団に所属し部長以上の役職についている職員については、原則として消防団活動を優先する。

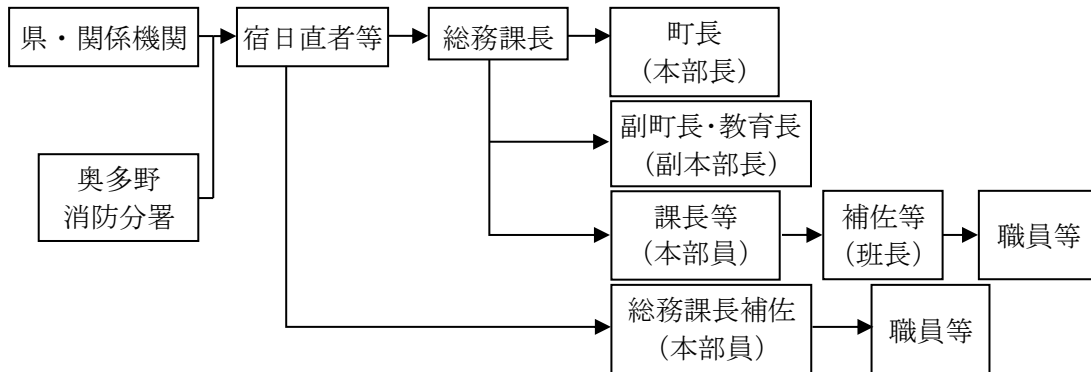
3 勤務時間中における動員

本部の配備については、本部長の命令に基づき次の順序で伝達する。



4 勤務時間外における動員

休日、夜間等勤務時間外においては、次の順序で宿日直者等が電話及び一斉通報メールにより速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。



5 動員連絡責任者

本部要員の動員にあたっての連絡責任者は、次のとおりとする。

部 名	責 任 者 職 名		夜間及び休日の 連絡方法
	正	副	
総 務 部	総 務 課 長	総 務 課 長 補 佐	宿日直者等から伝達した一斉通報メールで確認できない場合に電話等により連絡する。
住 民 生 活 部	住 民 生 活 課 長	住 民 生 活 課 長 補 佐	
福 祉 医 療 部	保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長 補 佐	
産 業 建 設 部	産 業 建 設 課 長	産 業 建 設 課 長 補 佐	
教 育 部	教 育 委 員 会 事 務 局 長	教 委 事 務 局 長 補 佐	

第6節 気象注意報・警報等の伝達計画

気象注意報・警報等の伝達計画は、気象業務法等関係法令に基づき発表される注意報・警報並びに地震情報の受理並びに伝達の周知徹底に関する計画で、その取扱いは次によるものとする。

1 気象注意報・警報等の伝達体制の整備

(1) 体制の整備

町長は、さまざまな環境下にある町民等及び町職員に対して警報等が確実に伝わるよう、広報車、音声告知放送、CATVなどを活用するとともに、関係事業者の協力を得つつ情報伝達手段の多様化を進め、気象注意報・警報等の情報伝達が迅速、かつ、的確に行われるように努める。

(2) 気象注意報・警報等の伝達責任者

町は、気象注意報・警報等の発受伝達を迅速、かつ、的確に実施するため、担当課(局)ごとに気象注意報・警報等の伝達責任者を1名定める。

なお、町が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、町は直ちに住民等に周知するものとする。

2 気象注意報・警報等の通報伝達等

町長は、県等関係機関から警報等の伝達を受けたとき又はテレビ・ラジオ放送等により警報等が発せられていると知ったときは、次の措置等その対策を速やかに実施する。

- (1) 県及び関係機関等と緊密に連絡をとるとともに、テレビ・ラジオ放送には特に注意し、的確な情報の把握に努め、その対策に万全を期する。
- (2) 県から気象警報の伝達を受けたときは、消防本部と緊密な情報交換を行い、町の立地条件を考慮のうえ、警報を発令する。なお、警報を発令したときは、消防計画の定めるところにより必要な措置をとる。
- (3) 警報等を町民及び関係者に徹底するにあたり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告する。
- (4) 警報等を町民及び関係者に周知するにあたっては、概ね次の方法により速やかに行う。

ア CATV による音声告知放送

イ 広報車による広報

ウ サイレン、警報等による方法

エ 伝達組織を通じた方法

オ LINE 等 SNS による方法

3 勤務時間外における通報伝達

町長は、勤務時間外に通報される警報等、火山情報、地震情報及び火災気象通報の通報伝達が迅速、かつ、的確に行われるよう常時体制を整備しておくものとする。

なお、伝達系統は「第5節 動員計画」に定めるところによる。

4 異常現象発見時の措置

基本法第54条に基づき災害が発生しそうな異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により町長若しくは警察官に通報する。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し又は通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

(3) 町長の通報

異常現象の情報を入手した町長は、神流町地域防災計画の定めるところにより、直

ちに次の機関に通報する。

ア 前橋地方気象台

イ 藤岡行政県税事務所、藤岡土木事務所、その他異常現象に係る県の地域機関

ウ 異常現象に係るのある隣接市町村

(4) 通報を要する異常現象

ア 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ 急傾斜地等での湧出、地割れ等の地形変化

ウ 湧泉の新生や枯渇、量、臭、色、温度の異常等顕著な変化

エ 頻発地震（数日間にわたり頻繁に感じるような地震）

5 気象注意報・警報等の伝達協力

気象注意報・警報等の通報伝達にあたっては、各防災関係機関は当該注意報・警報等が、速やかに関係者に到達するよう相互に協力する。

第7節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

被害状況及び災害応急対策の情報の調査、収集あるいは被害報告の取扱いは、基本法第51条に基づき本計画に定めるところにより実施するものとする。

1 災害情報の収集

(1) 風水害時に収集すべき情報

ア 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段等
1 気象情報、雨量等	・警報の内容、予想される降雨及び災害程度	・発表後即時	・気象庁レーダー、アメダス、土砂災害に関するメッシュ情報等 ・群馬県水位雨量情報システム、防災情報等 ・国土交通省テレメータ等	・テレビ(データ放送を含む) ・ラジオ ・インターネット ・県防災情報システム ・全国瞬時警報システム
	・先行雨量、他地域の降雨状況、時間雨量の変化土砂災害の危険度	・随時		
	・河川の水位、流量等の時間変化	・随時	・国土交通省テレメータ等 ・群馬県水位雨量情報システム、防災情報等 ・町職員、消防団員の警戒員等	・テレビ(データ放送を含む) ・インターネット ・防災行政無線 ・消防団無線 ・電話

	・内陸滞水の状況	・随時	・町職員、消防団員の警戒員等 ・町民	・防災行政無線 ・消防団無線 ・電話
--	----------	-----	-----------------------	--------------------------

イ 災害発生段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段等
1. 災害発生状況	・河川の氾濫状況	・災害発生の覚知後即時	・町職員、消防団員の警戒員等 ・町民	・防災行政無線 ・消防団無線 ・電話
	・がけ崩れ、地すべり土砂災害の発生状況			
	・物的、人的被害状況及び災害の発生が予想される事態に関する情報			
	・ライフライン等の被災状況	・被災後、被害状況が把握された後	・町職員、消防団員の警戒員等 ・各ライフライン関係機関	
2. 町民の避難状況	・避難実施状況(避難実施地域、避難者数、避難所等)	・避難所収容後	・避難所管理者 ・地区の組織 ・避難者代表者 ・町職員、消防団員の警戒員等	・防災行政無線 ・消防団無線 ・電話

ウ 復旧過程

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段等
1. 全体的な被害状況	・物的、人的被害の確定状況	・暴風雨等が終息した段階	・町職員	・防災行政無線 ・電話
2. 町民の避難に関する情報	・避難所周辺の避難実施確定状況(避難実施地域、避難者数等)	・暴風雨等が終息した段階	・避難所管理者 ・地区の組織 ・避難者代表者 ・町職員	・防災行政無線 ・電話
3. ライフラインの復旧状況	・被災状況及び復旧状況(通信機器施設、道路、橋梁等)	・暴風雨等が終息した段階	・町職員 ・各ライフライン関係機関	・防災行政無線 ・電話
4. 各関係機関の応急復旧対策の実施状況	・応急復旧工事等の進捗状況 ・食料、物資等の状況 ・環境対策の状況	・随時	・町職員 ・各関係機関	・防災行政無線 ・電話

2 被害報告等取扱責任者及び被害等の調査

- (1) 被害報告等が迅速、かつ、的確に処理できるよう被害報告責任者を定めておき、報告すべき被害等の調査は、町が関係機関及び団体の協力及び応援を得て行う。

被害報告責任者	調査事項	協力応援機関・団体
総務課長	町有財産被害 人的被害、住家被害等一般被害 水害	区長会、自主防災組織、 土木事務所、消防署、 消防団
住民生活課長	清掃施設関係被害 保育施設関係被害 防疫・衛生関係被害	保健福祉事務所
保健福祉課長	医療関係被害 福祉施設関係被害	保健福祉事務所 保健福祉事務所、社会福祉 協議会
産業建設課長	農業関係被害 林業関係被害 商工業関係被害	農業事務所 林業事務所 商工会
	水道施設関係被害 土木施設関係被害	土木事務所
教育委員会事務局長	教育関係被害	教育事務所

- (2) 被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整する。
- (3) 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録の諸帳簿と照合する等的確を期する。

3 報告の基準

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号、以下「救助法」）が適用される災害
- (2) 救助法が適用されない災害状況であっても、その災害が及ぼす社会影響から見て報告の必要があると認められる災害
- (3) 災害に対し、国・県の援助を要する災害
- (4) 災害が当初は軽減であっても、近隣の市町村に及ぶような災害で、全体的に大規模な同一災害
- (5) 当初は軽微な災害であっても、拡大し発展するおそれがある災害
- (6) 災害警戒本部及び災害対策本部を設置した災害
- (7) 県から報告の指示のあった災害

気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響
度が高いもの

(8) その他町長が報告の必要を認めた災害

4 報告の種別

(1) 町長の知事に対する報告

町長は、管轄区域内の被害状況について、次により知事あてに報告する。

(連絡先：藤岡行政県税事務所長 TEL：0274-22-5101 FAX：0274-23-0189)

この際、藤岡行政県税事務所に連絡がつかない場合は、県危機管理室に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は総務省消防庁へ直接報告する。

(消防庁応急対策室 TEL:03-5253-7527 FAX:03-5253-7537)

(消防庁宿直室 TEL:03-5253-7777 FAX:03-5253-7553)

ア 災害対策基本法に基づく報告

(ア) 災害概況即報

災害の発生を覚知した場合は、覚知後 30 分以内に様式 1 「災害概況即報」により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概要即報の後、様式 2 「被害状況即報」及び様式 3 「被害状況即報続紙」により報告するものとし、報告の頻度は次による。

- ① 第 1 報は、被害状況を確認次第報告。
- ② 第 2 報以降は、人的被害に変動がある場合は 1 時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は 3 時間ごとに報告。
- ③ 災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に 6 時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定申告

応急対策を終了した後、10 日以内に様式 4 「災害確定報告」及び様式 5 「災害確定報告続紙」により報告する。

(エ) 記入要領

- ① 第 1 報は、被害状況を確認次第報告。
被害認定基準は、第 5 項による。
- ② 続紙（様式 3、様式 5）の「被害の区分」は、様式 2 「被害状況即報」及び様式 4 「災害確定報告」の区分欄による。
- ③ 続紙（様式 3、様式 5）の「被害発生地区」は、町の行政区域による。
- ④ 続紙（様式 3、様式 5）の「数（名称）」は、様式 2 「被害状況即報」及び様式 4 「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

○死者、行方不明者、重傷、軽傷・・・・・・・・・・・・・・・・人数

- 住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水・・・棟数、世帯数、人数
- 非住宅被害のうち公共建物、その他・・・・・・・・・・名称
- その他のうち畑の流失、埋没、冠水、畑の流水・埋没、冠水・・・・面積
- その他のうち文教施設、病院、清掃施設・・・・・・・・・・名称
- その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通・名称、場所
- その他のうち水道、電話、電気、ガス・・・・・・・・・・戸数・回線数
- その他のうちブロック塀等・・・・・・・・・・箇所数
- 火災のうち建物・・・・・・・・・・棟数
- 火災のうち危険物その他・・・・・・・・・・名称

(オ) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

イ 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

ウ 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

5 被害程度の認定基準

災害概況即報（様式1）、被害状況即報（様式2）、被害状況即報続紙（様式3）、災害確定報告（様式4）、災害確定報告続紙（様式5）により報告するにあたっての被害程度の認定基準は以下のとおりとする。

(1) 人的被害

次により区分して掲げるが、重軽傷者の区別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体が確認された者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、流失若しくは埋没した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達し又は住家の主要構造部の被害額が、その家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家の損害が著しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満に達し又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満に達した程度のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。

(4) その他

ア 「畑の流失、埋没」とは、畑の耕土が流失し又は土砂等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「文教施設」とは、小学校、中学校における教育の用に供する施設とする。

ウ 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

エ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋とする。

オ 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

カ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

キ 「清掃施設」とは、ゴミ処理及びし尿処理施設とする。

ク 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ケ 「罹災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

コ 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば役場庁舎、集会所等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「家畜被害」とは、農林水産業施設以外の家畜被害をいい、例えば畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の漁具等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(6) その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入する。

第8節 災害広報計画

災害に関する情報及び対策等の町民に対する広報及び報道機関への発表は、本計画に定めるところによるものとする。

1 町における広報

(1) 広報資料の収集

広報資料の収集にあたっては、おおむね次によるものとする。

ア 「第4章 第6節 気象注意報・警報等の伝達計画」及び「第4章 第7節 災害情報収集及び被害報告取扱計画」等により、伝達・報告された災害情報並びに伝達・報告した災害情報

イ 災害現地において撮影した被害状況等の写真等

ウ 県その他の関係機関からの災害情報

エ その他災害現地における災害情報

(2) 警戒段階の広報

警戒段階の広報にあつては、おおむね次によるものとする。

ア 気象注意報・警報の発表状況

イ 災害危険区域に関すること

ウ 避難に関すること

エ その他必要な事項

(3) 災害発生直後の広報

災害発生直後の広報にあつては、おおむね次によるものとする。

ア 災害情報及び被害状況

イ 避難所、方法及び携行品、その他必要な注意事項

ウ 町民及び関係団体等に対する協力要請

エ 町、県等の災害対策活動体制及び活動状況

オ 被災者に関すること

カ 避難に関すること

キ 交通状況に関すること

ク 災害用伝言ダイヤルの活用に関すること

ケ その他必要な事項

(4) その後の広報

ア 災害対策の活動及び実施状況

イ 交通の復旧状況に関すること

ウ 町内各種公共施設の被害及び復旧状況並びに一般平常業務の再開状況

エ 犯罪の予防に必要な事項

オ その他必要な事項

(5) 広報の手段

広報の手段にあたっては、おおむね次によるものとする。

- ア 報道機関に対して資料等を提供し、報道機関を通じて行う広報
- イ 音声告知放送による広報
- ウ CATVによる広報
- エ 広報車による広報
- オ 町発行の広報誌等による広報
- カ Lアラートによる広報
- キ インターネットによる広報
- ク SNSによる広報

2 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 報道機関対応

災害時における情報の錯綜による問題が生じぬよう、報道機関対応は、次により行う。

(1) 報道機関への発表

情報は、すべて企画広報班が発表するものとし、あらかじめ発表者を定めて、可能な限り情報を即時に発表できる体制を整えておく。

(2) 報道機関への周知

情報発表の際は、混乱のないよう、事前に日時・場所・目的等を各報道機関に周知しておくものとする。

第9節 通信計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における気象注意報、警報等の伝達、災害情報の収集その他災害応急措置等の通信は、次により実施するものとする。

1 基本方針

町は、気象注意報、警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の迅速、かつ、円滑な実施を図るため、通信の確保に努める。

(1) 通信施設の複数化

町は、激甚災害等による施設被害を考慮し、サブセンターの設置、各種通信施設の複数化等、代替通信施設の整備に努める。

2 非常・緊急通話による通信

(1) 災害時優先電話の活用

町は、災害時において、被災地への通話の集中等により通話規制されている場合は、あらかじめ所轄N T T支店長より設置された次の災害時優先電話を活用し、重要な通話を確保する。

- ・本庁舎 電話 0274-57-2113 ・本庁舎 FAX 0274-57-2715
- ・中里支所電話 0274-58-2111 ・中里支所FAX 0274-58-2578

(2) 非常用衛星通信による通信

災害により一部の地域で有線が途絶し電話による通話が不可能となったときは、N T T設置の非常用衛星通信により通信の確保を図る。

3 通信設備の優先利用

災害により有線が途絶し又は災害に関する要請・伝達及び応急措置の実施のため緊急、かつ、特別の必要があるときは、基本法第 57 条又は同法第 79 条の規定に基づき、次により通信の確保を図るものとする。

(1) 基本法第 57 条等に基づく優先利用

ア 他機関の有線又は無線設備

(ア) 優先利用できる機関：県、町

(イ) 通信内容：緊急を要する災害に関する通知、要請、伝達及び警告等

(ウ) 優先利用できる設備の範囲

次に掲げる機関が設置する設備とする。

- ・警察通信設備
- ・消防通信設備
- ・水防通信設備
- ・自衛隊通信設備
- ・航空保安通信設備
- ・気象官署通信設備
- ・鉄道通信設備
- ・電気事業通信設備

イ 放送の要請

(ア) 要請できる機関：県、町

(イ) 放送内容：緊急を要する災害に関する通知、要請、伝達及び警告等

(ウ) 放送局への要請手続

次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ・放送要請の理由
- ・希望する放送日時
- ・放送事項
- ・その他必要な事項

ウ 優先利用のための手続

町は、基本法第 57 条に基づき放送要請を行う場合は、原則として県を經由（知事に要請依頼）する。ただし、県との通信途絶など特別な事情がある場合は、町は放送機関に対し直接要請することができるものとし、この場合、町は事後速やかに県に報告する。

(2) 基本法第 79 条に基づく優先利用

- ア 優先利用できる機関：県、町、指定行政機関、指定地方行政機関
- イ 通信内容：応急措置に実施に必要な緊急通信
- ウ 優先利用できる設備の範囲：(1) のアの (ウ) に同じ

4 非常・緊急電報による通信

災害通信の確保にあたり電報によることが適当と認められるときは、次により取り扱う。なお、この場合、天災、事変、その他非常事態が発生し又は発生するおそれのある場合、災害の予防、救護、交通、通信又は電力の供給等を内容とする電報は、他の電報に先だって電送される。

- (1) 非常電報を発信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」と朱書して N T T 支店に依頼する。
- (2) 罹災状況の通報及び救援依頼等を内容とするものは、電報料は無料である。その他の電報は一般料金を支払わなければならない。

5 非常通信

災害により有線等の通信が利用できないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条の規定に基づき次による非常通信により通信の確保を図る。

ア 非常通信できる内容

概ね次のとおりとする。

- (ア) 人命救助に関すること。
- (イ) 災害の予防（主要河川の水位関係を含む）及び火災その他の災害状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第 74 条（総務大臣の非常通信実施命令権）の実施指令に関するもの。
- (オ) 非常事態の収拾、復旧、交通制限、秩序維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

- (カ) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- (ク) 遭難者の救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道線路及び道路並びに電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害によりその修理復旧のための資材手配及び運搬員の確保その他の緊急措置に関するもの。
- (サ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務施設、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの。
- (シ) 災害救助法第 24 条の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- (ス) 新聞社、通信社又は放送局が発受する非常事態の収拾、人命救助、災害の救援、交通通信の確保、人身の安定又は秩序の維持等に有効な新聞、ニュース及び放送に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信の発受は、無線局をもった者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行う。

ウ 発信依頼要請

非常通信の発信依頼は、次により行う。

- (ア) 電報発信紙又は適宜の用紙を使用し、その余白に「非常」なる表示をして依頼する。
- (イ) 電報として発信を依頼する場合はカタカナ文とし、無線電話利用の場合は普通文とする。
- (ウ) 電報の場合は 1 通あたりなるべく本文 200 字以内として何通でもよい。
- (エ) あて先の住所、氏名、電話番号を記入すること。

エ 通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡し非常の際の協力を依頼しておく。

オ 料金

原則として無料である。その他の通信は料金を支払わなくてはならない。

第 10 節 消防活動計画

火災及び風水害等の大災害が発生した場合、現有消防力を迅速、かつ、最大限に活用し、災害を鎮圧し又は被害の拡大を防止し、町民の生命、身体及び財産を災害から防護し、被害を軽減するための消防活動について、本計画の定めるところによるものとする。

1 消防団出動計画

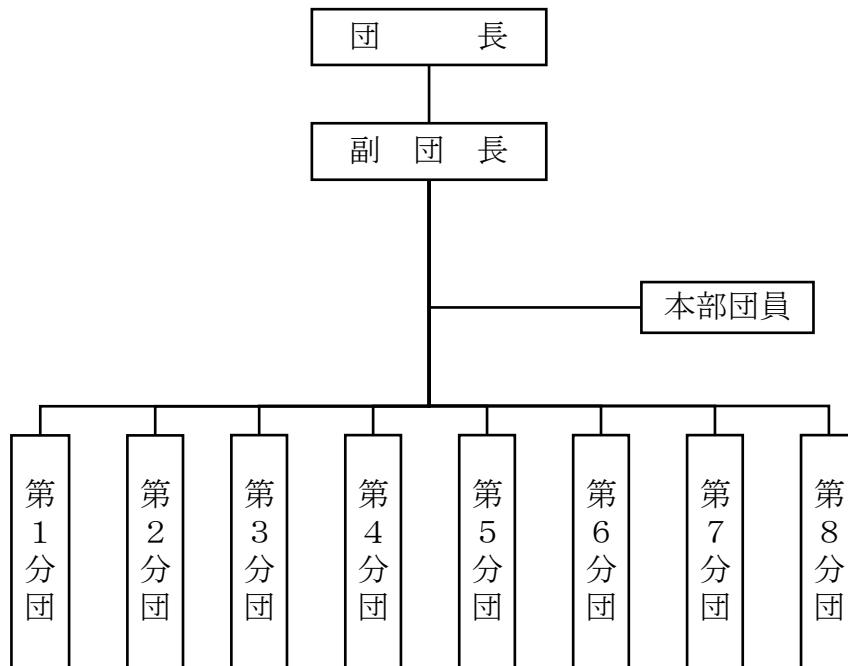
災害による被害の軽減は、消防団の早期における活動開始が重要であるため、災害の種類・場所に応じた出動消防団の事前指定及びその活動要領等を定めた警防計画を策定する。

(1) 神流町消防団

神流町消防団の組織及び各管轄区域は次のとおりである。

ア 組織図

神流町消防団組織図



イ 管轄区域及び出動配備態勢

管 轄 区 域	地 元 分 団	火 災 出 動	災 害 出 動
大字柏木、大字麻生	第1分団	原則として、町内で発生した火災は、すべての分団が出動する。	災害対策本部が設置された場合は、詰所に待機し、本部の指示を仰ぐ。
大字生利	第2分団		
大字万場、大字塩沢	第3分団		
大字黒田、大字森戸、大字小平	第4分団		
大字相原、大字青梨、大字船子、大字平原のうち持倉を含む	第5分団		
大字魚尾	第6分団		
大字神ヶ原	第7分団		
大字平原、大字尾附、大字平原のうち持倉を除く	第8分団		

※上記の出動態勢以外でも、必要に応じて団長の指示で変わることもある。

(2) 消防団員の招集

ア 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。団員は、招集がない場合も、災害が発生し又は発生するおそれがあると確認した場合は、直ちに出動しなければならない。

イ 招集場所

(ア) 消防団長及び副団長

- ・火災の場合は、団長は役場へ、副団長は現場へ直行し、団員へ適切な指示を行う。
- ・かなりの規模の被害が発生し又は発生するおそれが認められ、町対策本部を設置した場合は、団長及び副団長は町対策本部へ集合し、状況に応じて団長の指示により副団長は現場へ直行し、団員へ適切な指示を行う。

(イ) 消防団員

- ・火災の場合は、各分団詰所に集合した後、現場へ直行して本部の指示に従う。
- ・かなりの規模の被害が発生し又は発生するおそれが認められ、町対策本部を設置した場合は、各分団詰所で待機し、本部の指示に従う。

(3) 招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事する。招集の連絡にあたっては、サイレンの吹鳴、音声告知放送、一斉通報メール等を併用して迅速に行う。

ただし、団員は、招集を受けない場合であっても、火災・水災その他の災害の発生を知った場合は、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(4) 消防団火災出動基準

ア 町内火災出動区分

(ア) 分団

サイレン、音声告知放送、一斉通報メール及び電話等により火災を確認したときは、直ちに出動する。

(イ) 引き上げ

分団は、消防本部から鎮火の連絡が入った場合は、団長の指示により引き上げ、次の火災に備える。

イ 隣接市町村に対する分団の応援出動区域

原則として応援出動は次の区域とし、その他の地域については、特に要請があり団長が必要と認めた場合に限り出動する。ただし、分団長が区域内と認め出動したが、現場に近づくにしがたい区域外であるとわかった場合は、この限りではない。

出動区域は次のとおりである。

応 援 出 動 区 域	
分 団 名	町 外 応 援 区 域
第 1 分 団	秩父市吉田太田部地区
	神流町と藤岡市の境界より概ね 1 km
第 2 分 団	神流町と秩父市吉田の境界より概ね 1 km
第 8 分 団	神流町と上野村の境界より概ね 1 km

※上記の応援態勢以外でも、状況に応じて団長の指示で他の分団にも応援出動命令が出ることもある。

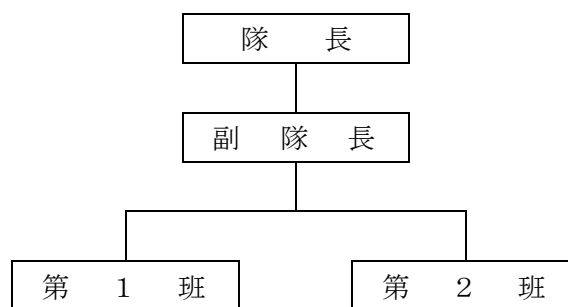
2 神流町役場消防隊出動計画

消防団員のサラリーマン化等に伴う平日の日中における消防力低下を補うため、消防団に所属しない役場男子職員で消防隊を構成し、火災時の早期鎮火を図る。

(1) 神流町役場消防隊

神流町役場消防隊の組織は次のとおりである。

神流町役場消防隊組織図



第 11 節 避難計画

緊急時に際し、危険区域にある町民を安全区域に避難させ、人命の安全を図るため、その取扱いは本計画に定めるものとする。

1 実施責任者

避難のための立退きの勧告、指示及び避難所の開設収容は、次の者が行う。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

町長

(2) 避難勧告

町長（基本法第 60 条に基づき、災害全般について）

(3) 避難指示（緊急）

ア 町長（基本法第 60 条及び水防法第 29 条に基づき、災害全般について）

イ 知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条に基づき、洪水及び地すべりについて）

ウ 警察官（基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条に基づき、災害全般について）

エ 自衛官（自衛隊法第 94 条に基づき、災害全般について）

(4) 指定避難所等の開設及び収容

町長

2 避難勧告又は避難指示（緊急）

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特にその必要があるときは、危険区域の町民に対し、避難のための立退きを勧告し又は急を要すると認めるときは、立退きを指示する。

(1) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(2) 地すべりのための指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 災害発生情報の発令

土砂災害の発生や洪水による河川氾濫が確認された場合等、既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動を要すると認められるときは、災害発生情報を発令する。

(4) 警察官の措置

ア 災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び危害を受けるおそれのある者を避難させ又は必要な措置をとる。この場合、順序を経て所属の公安委員会に報告する。

イ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨を町長に通知する。

(5) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、「(3) 警察官の措置 ア (警察官職務執行法第4条による措置)」による措置をとる。

(6) 町長の勧告又は指示(緊急)等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その必要があると認めるときは、速やかに避難勧告等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。また、必要ときは立退き先も指示する。避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(屋内安全確保)を指示する。町長が避難勧告等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

(7) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町が全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

3 避難勧告等の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の発令基準は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、概ね次の状況が認められるときとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始情報の発令基準

- ア 台風等の接近が予測される時。
- イ 大雨、洪水又は暴風等の気象警報が発表された時。
- ウ 大雨、台風等により、河川のはん濫、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるとき。

(2) 避難勧告の発令基準

- ア 大雨、台風等により、河川の水位が上昇し、災害の発生するおそれがあるとき。
- イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ウ 斜面の亀裂等、土砂災害の前兆現象が確認されたとき。

(3) 避難指示(緊急)の発令基準

- ア 大雨、台風等により、更に河川の水位の上昇が見込まれる状況で、災害発生のおそれが高まったとき。
- イ 土砂災害により人的被害の危険性が高まったとき。

ウ 大雨、暴風等の気象特別警報が発表されたとき。

(4) 災害発生情報の発令基準

ア 河川のはん濫が確認されたとき。

イ 土砂災害の発生が確認されたとき。

ウ その他、既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動を要すると認められるとき

4 避難勧告等の内容

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を発令する際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア 警戒レベル

イ 避難対象地域

ウ 避難を必要とする理由

エ 避難先（屋内安全確保を含む）

オ 避難経路

カ 避難時の注意事項（災害危険箇所（洪水想定区域、土砂災害警戒区域等）の存在等）

(2) 「ア 警戒レベル」と避難勧告等との対応は以下のとおりである。

警戒レベル	避難勧告等
警戒レベル5	災害発生情報
警戒レベル4	避難指示（緊急）
	避難勧告
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始

5 立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動

避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は下表のとおりである。

立ち退き避難が必要な町民がとるべき行動

避難勧告等	立ち退き避難が必要な町民がとるべき行動
避難準備・高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none">・要配慮者は、立ち退き避難する。・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、災害の危険性がない安全な場所や、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・災害の危険性がない安全な場所や、予想される災害に対応した指定緊急

【警戒レベル4】	<p>急避難場所へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や小河川による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる
避難指示(緊急) 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。
災害発生情報 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合。必ず発令されるものはないことに留意する。

6 避難勧告等の発令にあたっての留意点

- (1) 町は、住民に対する避難のための避難準備・高齢者等避難開始の提供や避難勧告・指示（緊急）等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。
- (2) 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等で十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

- (5) 避難勧告等の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

7 避難勧告・指示（緊急）等の解除

- ア 町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- イ 町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して、必要に応じて、避難勧告等解除に関する助言を求める。各機関は、町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について町に助言を行うものとする。

8 指定避難所等の開設、収容

(1) 指定緊急避難場所の開放

- ア 町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- イ 町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理室、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理室）、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

(2) 指定避難所等の開設

- ア 指定避難所等の避難施設として指示するにあたっては、被災地に近く集団的に収容できる既存建物を優先し、これらの施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し又は天幕の設営により実施する。避難所として指定する主な施設及び一般的な指定順位は、概ね次のとおりである。

- (ア) 公立小・中学校
- (イ) 集会所及び生活改善センター
- (ウ) その他の公共施設及び公共的施設
- (エ) その他の民間施設

- イ 避難距離は原則として2km以内であること。

- ウ 指定避難所等宿泊を要する避難施設の収容人員の算出は、一人当たり2㎡を原則とする。

- エ 指定避難所については「資料編 資料10 避難場所・避難所一覧」を参照する。

- オ 町は、発災時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するも

のとする。

カ 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地区に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

キ 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(3) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者に対する必要な支援を行うために、福祉避難所についても指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。なお、福祉避難所は「資料編 資料10 避難場所・避難所一覧」を参照する。

(4) 指定避難所等に収容する罹災者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 避難命令の出た場合等で、現に被害の受けるおそれのある者

(5) 避難者の誘導及び移動

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

避難立退きにあたっては、老幼、婦女子、病人等を優先し、移送及び輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、事態が急迫し又は被災者が自立により立退き不可能な場合においては、町において、車両等によって行う。

(6) 指定避難所等の点検整備及び運営

ア 指定避難所としての機能を確保するため、ライフライン等の点検整備に努める。

また、運営においては下記のとおりとする。

(ア) 避難者の健康確保、メンタルヘルスに配慮する。

(イ) 避難行動要支援者の健康状態に十分配慮し、必要に応じて福祉避難所への移動の手配を行う。

(ウ) 男女のニーズの違いを配慮し、更衣室や間仕切り等を行う。また、安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

(エ) チラシ等で避難者への情報提供を行う。

(オ) 観光客等帰宅困難者の受け入れを行う。

(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(キ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

イ 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(7) 指定避難所設置のための費用

救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(8) 指定避難所等の開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

(9) 災害時における動物の管理等

町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

9 避難の周知徹底

(1) 町長、水防管理者、警察官等関係機関は、避難のための立退きの万全及び人の生命又は身体の安全を図るため、町民に求められる避難行動について、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置も含めた適切な避難方法、避難経路及び避難行動について、あらかじめ町民に徹底させておく。

(2) 町長は避難の指示又は勧告をしたとき又は通知を受けたときは、関係機関と協力して、関係者及び避難行動要支援者に避難所等の周知徹底を図る。

10 要配慮者の避難

(1) 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途

中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

(2) 安否の確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

11 警戒区域の設定

(1) 町長の警戒区域設定権

町長は、災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し又は退去を命ずる。

(2) 警察官及び自衛官の警戒区域設定権

警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（警察官等がその場にはいない場合）は、町長が現場にいない場合又は町長から要求があった場合は、警戒区域の設定及び当該地域への立入りの制限、禁止、退去命令を行うことができる。なお、その場合は直ちに町長へ通知しなければならない。

(3) 知事による警戒区域設定権の代行

知事は、県の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定権に基づいて実施すべき応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

12 県境を越えた広域避難者の受入れ

大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等から多数の避難者を受け入れることが想定されるため、迅速に対応できるよう受け入れ態勢を整備する。

(1) 被災県から災害救助法に基づく応援要請があった場合は、県と調整した後、県からの通知に基づき避難所等を開設し広域避難者の受入れを実施する。

なお、一時的に広域避難者を受け入れる場合は、災害規模等を勘案し、町有施設の中から一時避難場所を開設する。

(2) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県及び町のバス等により移動手段を手配する。

第12節 避難行動要支援者入（通）所施設応急対策計画

高齢者、障害者等避難行動要支援者の入（通）所施設（要配慮者施設）に係る風水害又

は火山災害に対する応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 警戒体制

施設の管理者は、大雨・洪水警報、大雨・洪水注意報、緊急火山情報、臨時火山情報その他災害に係る気象・地象情報（以下この節において「防災気象情報等」という。）が発表されたときは、次の措置を講ずる。

ア 発表された防災気象情報等を職員に周知する。

イ その後に発表される気象情報に十分注意を払う。

ウ 必要があれば直ちに避難できるよう、避難所を定めるとともに入（通）所者の誘導態勢を整える。

エ 周辺町民等との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、状況の推移によっては協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

オ 施設の損壊による火災の発生を防ぐため、火気（電気を含む。）の使用を制限又は停止する。

カ 施設周辺の河川の増水や土砂崩れ等の異常を監視する。

2 避難

施設の管理者は、町長から避難の勧告若しくは指示があった場合又は施設の浸水若しくは損壊が切迫していると自ら判断した場合は、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させる。

ア 周辺町民等との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、相手方に協力を要請する。

イ 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、町、消防機関等に応援を要請する。

ウ 火気（電気を含む。）の使用を停止する。

3 救助

施設の管理者は、入（通）所者が施設に取り残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、自施設の職員と共に救助に努め、必要に応じ、周辺町民、消防機関等に応援を要請する。

4 避難所生活

(1) 施設の管理者は、自施設の入（通）所者の食料、飲料水及び生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

(2) 避難所の管理者は、避難所における食料、飲料水及び生活必需品の供給及び避難者の健康の保持にあたっては、避難行動要支援者に特段の配慮を行う。

5 他施設への緊急入所等

- (1) 施設の管理者は、被災により自施設の使用が不能となったときは、他の施設の管理者に対し、自施設の入所者の緊急入所を要請し又は保護者に対し引き取りを要請する。
- (2) 施設の管理者は、前項の緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、町に対し入所先の斡旋を要請する。
- (3) 町は、前項の要請を受けたときは、相互に連携し、斡旋に努める。

第 13 節 被災者救出計画

災害時において、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明状態にある者の救出及び保護は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

被災者の救出は、町長が実施する。

2 救助法による救出

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- イ 現に救出を要する状態にある者
- ウ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の期間

災害発生の日から 3 日以内とするが、延長することがある。また、それ以降は、原則として死体の捜索に切り換える。

3 救出の方法

- (1) 町長は、消防機関、警察及び区域内の町民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者の協力を得て、速やかに救出する。
- (2) 救出にあたっては、人夫、機械力等を有効、かつ、的確に使用して行う。

第 14 節 食料供給計画

災害時における被災者、災害救助及び応急復旧作業等に従事する者に対する応急食料の供給及び炊き出しは、本計画の定めるところによる。

1 実施主体

- (1) 町は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努めるものとし、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県又は隣接市町村に対し応援を要請する。
- (2) 救助法が適用された場合、又は知事から災害救助法第13条の規定に基づき委任されたときは、知事の補助機関として町長が実施する。

2 応急食料の備蓄、供給、調達及び配給方法

(1) 食料の備蓄

ア 町民の自主備蓄の励行

町民は、「自らの生命は自ら守る」との基本的精神のもとに最低3日分の非常食料を家庭内に備蓄するよう励行する。

イ 町における備蓄

(ア) 備蓄の基本的な考え方

発災時の被害想定、町民の家庭内備蓄状況を勘案し、被災後3日間は、県等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急措置現場従事者等に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

(イ) 町の備蓄量等

災害時の応急食料として購入する備蓄は、被災後3日分とする。また、乳幼児、高齢者、病弱者等の避難行動要支援者の特性や男女双方の視点にも配慮する。特に食料については、通常の食事を摂取できない避難行動要支援者に配慮し、アレルギー対応の食糧、粉ミルク、お粥等も備蓄する。

ウ 隣接市町村との連携

町は、隣接市町村と協議し、協定を結ぶなどして、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担して行うなど、効率的、合理的備蓄に配慮する。

(2) 食料の供給

ア 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたときに行う。

- 被災者又は災害救助若しくは緊急復旧作業に従事する者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合。
- 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合。

イ 給与の方法

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

- 米飯の炊き出し場所は、学校給食共同調理場、恐竜センター、道の駅及び期

間集落センター及び集会所等調理室のある公共施設を利用して行う。

○ 炊き出し施設の利用が不可能な場合は、学校給食炊飯業者に弁当等の提供を要請して給与を行う。

○ 乳幼児に対する、粉ミルク等による食品の給与を行う。

ウ 給与対象者

○ 避難所に収容された者。

○ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により炊事のできない者。

○ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者。

○ その他町長が必要と認めた者。

(3) 食料の調達

食料は町内の業者から調達するが、できる限り販売業者等の組合と応援協定を締結し、円滑な調達が実施できるよう努める。

ア 米穀

町内の米穀販売業者から在庫の米穀を調達し、不足が生じた場合には、県及び隣接市町村に対して応援を要請し調達する。

なお、災害救助法が適用され、政府所有の米穀の供給が必要と認められた場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）に基づき、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

イ カンパン及び非常食等

町長は、備蓄しているカンパン及び非常食等を応急的に放出し、不足が生じた場合は、県又は隣接市町村に対して応援を要請して調達する。

ウ 粉ミルク、麦製品、調味料及び野菜等

町内の販売業者から調達し、不足が生じた場合は、県又は隣接市町村に対して応援を要請して調達する。

(4) 配給方法

町長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された責任者を通じて配給するものとし、調達した食料を直接供給するほか、小売り販売業者及び取扱者を指定して給与を行うこともできる。

3 炊き出し方法等

(1) 炊き出し方法

炊き出しは、婦人会、NPO・ボランティア、各耕地又は班、自衛隊及び公共的団体等の協力を得て行う。

なお、自衛隊及び公共的団体等への派遣等の要請は「本章 第 28 節 自衛隊の派遣要請等の計画」及び「本章 第 30 節 公共的団体等の活用計画」の定めによる。

(2) 炊き出し期間

特別の場合を除き、災害発生の日から7日以内とし、8日以降については、自己で炊事できるよう物資の配分、その他について配慮する。

4 応急食料の在庫場所

- (1) 米穀は、町内米穀販売業者の在庫米穀及び政府指定倉庫の在庫米穀を充当する。
- (2) 麦製品、調味料及び野菜等は、町内販売業者の在庫数量を充当する。

5 その他

救助法が適用された場合の応急食料の炊き出し等は、「群馬県地域防災計画」に定めるところによる。

第15節 給水計画

災害のため水道施設が損害を受け又は飲料水が枯渇、汚染され、現に飲用に適する水を得ることができない場合等における飲料水の応急的供給は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

- (1) 飲料水の供給は、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、県又は隣接市町村の協力を得て実施する。

2 給水の方法

飲料水の確保及び供給は概ね次の方法により行う。

- (1) 被災地において飲料水の確保が困難なときは、近い水源から給水車又は容器等により運搬・供給する。
- (2) 給水にあたっては、町民の給水場所、時間等について事前に広報する。
- (3) 飲料水が汚染されたと認めるときは、ろ過により浄水して供給する。
- (4) 供給する飲料水が、防疫衛生上滅菌する必要があるときは、消毒剤を用い、滅菌のうえ供給する。

3 応援等の手続

町は、給水の応援を求める必要を認めたときは、県に要請するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、隣接市町村に応援等を要請をする。

なお、応援等の手続きは、次の事項を明示して行う。

- (1) 供給区域
- (2) 供給人口及び戸数
- (3) 供給水量の概算
- (4) 供給期間
- (5) 供給方法（運搬方法、ろ過器の要否、滅菌の要否）
- (6) 水源予定地
- (7) その他

4 救助法による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者。
- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則別表第2による。
- (4) その他
町長は供給区域に責任者を配し、供給の万全を期する。

5 給水施設の応急復旧

水道事業者は給水施設に被害が発生したときは、その状況を調査のうえ速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努める。

6 その他

- (1) 藤岡保健福祉事務所長は、水道事業者に対し、水道法（昭和32年法律第177号）に定める水質基準が確保されるよう指導する。
- (2) 町長は、飲料水の確保が円滑に実施できるよう、給水タンク、給水ポリ袋、ポリタンク等常時応急給水資機材の整備に努める。

第16節 生活必需品等物資給与計画

災害時における罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

罹災者に対する生活必需品等物資の供給は、町長が実施する。ただし、救助法が適用

されたときは、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割当及び支給は、町長が行い、知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。いずれの場合も、乳幼児、高齢者、病弱者等の避難行動要支援者の特性や男女双方の視点にも配慮した上で生活必需品等の供与を行うこととする。

2 救助法適用による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用方針並びに群馬県地域防災計画に定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 給与又は貸与を受ける者

- ア 住家の全壊、全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他生活上必要物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与する品目の範囲（現物をもって行う）

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用品
- エ 光熱材料

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(4) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 物資支援のための準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を経由して速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援の準備に努めるものとする。

4 生活必需品等物資の調達先

本町における物品納入等有資格業者から、必要のつど調達するものとし、急を要する時は、臨時に有資格業者以外から調達することができる。なお、町内業者において物資の調達が困難であり、かつ、隣接市町村等から調達できないときは、県に応援を要請し、調達する。

5 燃料の供給

町は、災害等により燃料の不足が生じた場合、町民の安全を確保するため、避難所、

診療所など特に重要な施設、緊急車両などについて優先的に供給を行えるよう、県と群馬県石油協同組合で締結した「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」に基づき、県に要請を行う。

なお、町内の燃料等が不足した場合には、県へ要請し群馬県石油協同組合に燃料調整、配送及び給油の要請を行う。

6 その他

救助法を適用するに至らない災害の場合において、特に必要があると認める時は、前記2に準じて行うものとし、生活必需品等物資の供給のために要した費用は、町が負担する。

第17節 応急住宅対策計画

災害により住家を失い又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住家を得ることができない者の居住の用に供するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理できない者に対する住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

ただし、災害発生直後における住宅の確保については、避難計画に定める避難所の開設及び収容によるものとする。58

1 実施主体

- (1) 町は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施する。
- (2) 町において処理できない場合は、近隣市町村、県、国及びその他の関係機関の応援を求めて実施する。

2 救助法による応急仮設住宅の設置

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設等に関する基本的な事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者又は被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域内に住居を復興しようとする者。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 次に掲げる者で、自らの資力では住宅を建築することができない者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母（父）子世帯
- (エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者
- (カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、状況に応じて町に事務委託することができる。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じて県が実施する。ただし被害の程度その他必要と認められた場合は、町に委任することができる。

(4) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸あたり平均 29.7 m²とする。構造は、軽量鉄骨組立方式による平屋長屋建て、重ね建て又は一戸建てのいずれかとする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第 2 に定めるところによる。

(5) 建設場所

	地 名 字 番	敷地面積	戸数	備 考
1	神流町大字柏木 82 他	504 m ²	2	老人いこいの家敷地
2	神流町大字相原 36 他	765 m ²	6	神流町町民体育館敷地
3	神流町大字麻生甲 127	6,000 m ²	18	神流町総合グラウンド
4	神流町大字神ヶ原甲 1,569	4,095 m ²	23	神流町宮地グラウンド

(6) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設しなければならない。

イ 着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長をすることができる。

(7) 管理及び供与期間

ア 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は、町長が知事から委任を受けて行う。

イ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項による期限内（最長 2 年以内）とする。

3 救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営むことができない者

イ 次に掲げる者で、自らの資力では住宅の応急修理ができない者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母（父）子世帯

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者等

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象は、住家のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第2に定めるところによる。

(4) 応急修理の期間

原則として、災害の日から1ヶ月以内に完了する。

4 応急仮設住宅の建設等

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資機材の調達及び要員の確保について県に要請するものとし、県は(一社)プレハブ建築協会に対し、協力を要請する。

5 公営住宅等及び民間賃貸住宅の利用

応急仮設住宅の供給に併せて、既設の公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅（公共）（以下「公営住宅等」という。）、群馬県住宅供給公社の賃貸住宅（以下「公社賃貸住宅」という。）及び民間の賃貸住宅等の空家を利用して、不足する住宅を確保する。

(1) 公営住宅等

ア 入居対象者

町の住宅災害区域内において、当該災害により滅失した住家に居住していた者又は都市計画事業その他、被災市街地復興特別措置法第21条の国土交通省令で定める市街地の整備改善及び、住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者（以下「被災居住者等」という。）とする。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、公営住宅等の管理者が行う。

ウ 家賃又は敷金の徴収猶予又は減免については、公営住宅法等の規定に基づいて、入居者の事情に応じて行なう。

(2) 群馬県住宅供給公社の賃貸住宅

群馬県住宅供給公社の賃貸住宅への入居は、公営住宅等に準ずる。

(3) 民間の賃貸住宅

応急仮設住宅、公営住宅等及び公社賃貸住宅での対応でも、なお住宅が不足する場合は、被災の状況に応じ、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等に対し、被災居住者等の入居に関して特段の配慮をされるよう広報等を通じ依頼するとともに、(社)群馬県宅地建物取引業協会に対して、協会員の行う仲介の手数料等の減額について配慮を依頼する。

6 その他

救助法によらない応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、救助法の実施基準に準じて行う。

第18節 医療・助産計画

災害のため、その地域の医療等の機能がなくなり又は著しく不足し若しくは医療機関等の混乱のため、被災者が医療等の途を失った場合における医療、助産及び健康相談（以下「医療等」という。）の実施は本計画の定めるところによるものとする。

1 実施計画

- (1) 罹災者に対する医療等は町長が実施するものとし、その措置を講じておく。
- (2) 町は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて（中核市の場合は直接）、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県（健康福祉課）は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。

町長は、負傷者が増大し、救護に不足を生じた場合は、藤岡保健福祉事務所を經由し知事へ救護班の派遣を申請する。

- (3) 救助法が適用された場合は、知事が実施するものとする。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは、町長が実施する。

2 医療・救護活動

- (1) 町は、医師等との協力のもとに救護班を編成して迅速な医療等の活動を行う。
- (2) 災害の規模により、町の能力をもってしても十分な救護活動ができない場合は、県及び他の機関等に応援を要請する。
- (3) 救助法が適用された場合は同法及びその運用方針による。

3 救護所の設置

- (1) 町長は、医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置する。

(2) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じて概ね次の場所に設置する。

- ア 避難所
- イ 負傷者等の交通便利なところ
- ウ その他救護所設置に適した場所

(3) 救護所を設置した場合は県に報告する。

4 医療及び助産の方法

(1) 医療

ア 医療を受ける者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 医療の内容

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

ウ 医療の方法

医療は救護班を編成して実施する。

エ 医療の期間

救助法が適用された場合、医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産を受ける者

- ① 災害のため助産の途を失った者
- ② 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

イ 助産の内容

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前、分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は、救護班により実施する。

エ 助産の期間

救助法が適用された場合は、分娩の日から7日以内とする。

5 医療品・衛生材料の確保

(1) 町長が実施する医療又は助産活動に必要な医薬品及び衛生材料について、必要があ

る場合は県が調達を斡旋する。

- (2) 日赤救護班が実施する医療又は助産活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、日赤救護班において確保する。ただし日赤救護班による確保が困難なとき又は不足する場合は、県において確保する。

6 関係医療機関等の措置

関係医療機関等は、町長からの出動要請があったときは速やかに救護班等を派遣する。

第19節 防疫計画

災害時における被災地の防疫等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、町民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 実施主体

- (1) 災害時における被災地の防疫は、藤岡保健福祉事務所の指導及び指示に基づいて、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、藤岡保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 防疫の種類と方法

(1) 検病調査及び健康診断の実施

町長は、知事が行う検病調査の実施に協力するとともに、調査の結果必要を認めるときは、感染症法第17号第1項の規定による健康診断の実施に協力する。

(2) 臨時予防接種

町長は、県が伝染病予防上必要があると認め、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するときは、協力する。

ただし、町において実施させることが適当と認め、知事が指示したときは、町長が実施する。

(3) 被災地の消毒方法

町は、感染症法第27条の規定による知事の指示に基づき、同法施行規則第14条に定めるところにより、保健福祉班によって実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法第28条の規定により、知事が定めた地域内で、知事の命令に基づき、

ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。なお、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定められたところによる。

(5) 家庭用水の供給

町は、感染症法第31条の規定による知事の指示に基づき、飲料水等の供給を行う。なお、給水方法は「本章 第16節 給水計画」の定めるところによる。

(6) 患者等に関する措置

町は、伝染病患者又は病原体保有者が発生したときは、すみやかに隔離収容の措置をとるものとするが、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく災害を免れた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容する。また、やむを得ない事情により隔離収容ができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生処理などについて、厳重に指導し処理する。

(7) 避難所の防疫指導等

町は、「本章 第11節 避難計画」により避難所を開設した後、県又は藤岡保健福祉事務所の防疫関係職員の指導により避難所の防疫措置を講ずる。

3 防疫薬剤の確保

防疫薬剤の確保は、藤岡保健福祉事務所長を経て知事に要請し、県又は藤岡保健福祉事務所の防疫関係職員の指示又は指導により確保するものとする。

第20節 清掃計画

災害時における被災地の清掃は、本計画によって行うものとする。

1 実施主体

- (1) 災害時における被災地の清掃は、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、藤岡保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 ゴミ処理

- (1) 被災地における環境保全の重要性を考慮し、計画的収集運搬及びその処理を行うための人員、機材の確保を図る。
- (2) ゴミ処理施設の処理能力を超えた粗大ゴミ等が一時期に集中しないよう、環境保全に支障のない場所に暫定的に積置する。
- (3) 収集・搬出したゴミは、クリーンセンターで処理をするほか、必要に応じて埋め立て等、環境衛生上支障のない範囲で処理する。
- (4) 土砂等の障害物の堆積により、運搬車の走行が困難な場合は、各家庭に対して町の

指定する一定場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

3 し尿処理

- (1) 倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿は、防疫上収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、災害時の収集体制を確立しておく。
- (2) 水洗トイレを使用している住宅等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留施設を設置し又は共同仮設便所を設けるなどの措置をとる。
- (3) 浸水、その他により廃棄物が流出し、汚染した地域あるいは応急堆積場所として使用した場所については、クレゾール等で消毒する。

4 仮設便所の設置

- (1) 避難所開設等の場合、必要に応じ仮設便所やマンホールトイレを設置する。
- (2) 仮設便所のし尿は、くみ取り式により衛生的な処理をする。

第 21 節 障害物の除去計画

災害により住居、道路及びその周辺に運ばれた土砂・竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物は、本計画の定めるところによるものとする。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施主体

障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、救助法が適用された場合は、救助法の規定に基づき、知事の補助機関として町長が実施する。

(2) 除去の対象

当該災害により発生した土砂等の障害物で、自力では障害物の除去ができないもの。

(3) 除去の実施戸数

半壊及び床上浸水世帯の 15%以内であること。

(4) 除去の方法

町長は、地元自治会、区域内の町民及び町内の建設業者又は法令等により応急措置を実施する責任を有する者若しくは自衛隊に協力を要請し、車両、機械器具等の借上等、可能な限りの手段、方法により速やかに行う。

(5) 除去の実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(6) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

2 道路関係障害物の除去

(1) 実施主体

道路上の障害物の除去は、道路法並びに道路交通法の定めるところにより道路管理者、警察署長又は警察官が実施する。

(2) 除去の方法

道路管理者及び関係機関は、消防署、消防団及び町内の建設業者並びに自衛隊に協力を要請し、車両、機械器具等の借上等、可能な限りの手段、方法により速やかに行う。

(3) 除去の実施期間等

ア 罹災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施する。

イ 大規模な災害により、障害物除去対象路線が広範囲にわたるときは、必要度の高い路線から順次実施する。

3 河川関係障害物の除去

(1) 実施主体

河川にある障害物の除去は、河川管理者及び水防管理者並びに水防団長が実施する。

(2) 除去の方法

河川管理者及び関係機関が協力し、適切な方法をもって速やかに行う。

第 22 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬計画

災害時における、行方不明者の捜索及び遺体の収容及び埋火葬は、本計画に定めるところによるものとする。

1 実施主体

行方不明者の捜索及び遺体の収容及び埋火葬は、町長が、消防機関、警察機関、地元自治会及び奉仕団体等の協力を得て実施する。

2 遺体の収容

発見された遺体は、県や警察機関及び消防機関の協力を得て検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

3 検視及び検案

警察署は、群馬県警察医会の協力を得て、遺体の検視及び検案を行う。

なお、遺体が多数に上り、警察医会で対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求める。

4 遺体の搬送

町は、災害により、多数の遺体が一時的又は集中的に発生した場合は、一般社団法人全国霊柩自動車協会に遺体の搬送の協力を求める。

5 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

なお、遺体の処置の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の処置の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資機材を確保する。
- (3) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。

6 身元の確認

町は、身元不明者の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て、身元の確認に努める。

7 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録のうえ、遺体を引き渡す。

8 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。
- (2) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (3) 町は、遺体の数が多数に上り又は埋火葬施設の被災等により対応しきれないときは、県に応援を要請する。

第23節 文教厚生対策計画

災害を受けた学校、その他文教関係施設の応急復旧及び応急教育方法、教材、学用品、

給食等応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 文教施設等の応急復旧対策

(1) 文教施設

町教育委員会及びその他教育機関の長は、被害状況の情報収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧に努める。

(2) その他社会教育施設

社会教育施設は、指定避難所等に使用される場合も少なくないので、町は被害状況の情報収集に努めるとともに、応急修理等適宜の処理を速やかに実施する。

(3) 文化財対策

町は、被害実態を的確に把握するとともに、文化財としての価値を維持するために必要な修理、その他の対策を所有者・管理団体等に対し、指示又は指導する。

2 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、概ね次の方法により、教育活動が災害によって中断することがないように、応急教育の実施に努める。

(1) 学校の一部の校舎が災害を受けた場合

特別教室、体育館及び講堂施設を利用する。

(2) 学校の校舎が全部災害を受けた場合

集会所等公共施設を利用する。

(3) 特定地域全体が災害を受けた場合

隣接無災害地域に応援を要請し、最寄りの学校施設その他集会所等公共施設を利用する。

3 応急教育の方法

(1) 応急授業にあたっては、被害児童・生徒の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

(2) 被害により、授業が不可能となったときは休校とする。なお、授業の不可能な状態が長期間にわたるときは、学校と児童又は生徒との連絡方法、組織（通学班、子育て連等）、家庭学習等の整備、工夫をする。

4 教材、学用品等の調達及び配給の方法

(1) 実施者

教材、学用品等の調達及び配給は、教育委員会及び学校の協力を得て、町長が実施する。

(2) 救助法による支給

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

ア 教材、学用品等の支給を受ける者

住宅が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）及び床上浸水により学用品等を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒とする。

イ 学用品等の範囲

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 支給の期間

支給学用品等は、次に定める期間内に支給対象者に手渡されるようにする。

(ア) 教科書及び教材 災害発生の日から 1 ヶ月以内

(イ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から 15 日以内

エ 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

(3) 救助法が適用されない場合等の措置

災害救助法が適用されない災害又は災害救助法適用災害で住宅の被害が（2）の A に達しない場合で学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学児童及び中学生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品を斡旋する。

5 給食等の処置

(1) 給食の実施

町教育委員会は次の点に留意し、応急給食を実施する。

ア 施設等に被害があった場合、衛生管理に配慮したうえで、できる限り学校給食を継続して実施する。

イ 施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施する。

ウ 学校が避難所として利用される場合、給食施設は、罹災者の炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と罹災者炊き出しとの調整に留意する。

なお、県学校給食会から買い受けた指定物資・承認物資は目的外使用ができない。

(2) 被害物資対策

被害を受けた給食原材料について、町教育委員会は、県教育委員会から指示があるまで物資を保管しておく。

6 教育実施者の確保

- (1) 災害により教職員に欠員を生じ、学校内の調整をしてもなお学級担任を欠き又は教科指導員等が困難な場合は、教職員を補充する。
- (2) 補充に当たっては、小中学校にあつては地方公務員法第 22 条による臨時任用とする。

第 24 節 輸送計画

災害における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速、かつ、円滑に実施するため、所要車両等の確保は次により実施するものとする。

1 実施主体

被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送（以下「災害輸送」という。）に必要な車両等は、その応急対策を実施する機関が確保する。ただし、それぞれの実施機関による確保が困難なときは、県又は隣接市町村に応援を要請する。

2 救助法による応急救助のための輸送

(1) 輸送の範囲

- ア 罹災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 罹災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救助用物資の輸送
- カ 行方不明者の捜索及び遺体収容のための輸送

(2) 期間

当該救助の実施が認められている期間とする。

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次により最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車及び乗用自動車等による輸送
- (2) 航空機による輸送

4 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等の輸送力の確保は、概ね次の方法による。

(1) 車両等による輸送

応急対策実施機関は、概ね次の順位により車両等を確保する。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体等の車両等

- ウ 営業用車両等
- エ その他自家用車両等

(2) 航空機による輸送

一般交通の途絶及び医療品、防疫器材等緊急に空中輸送する必要があるときは、「本章 第28節 自衛隊の派遣要請等の計画」により、自衛隊に対して航空機等の派遣を知事に要請するほか、必要により民間航空機の協力を要請する。

(3) 緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保

町は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保に努める。また、救急活動が円滑に行われるようにするため、下記の施設を救援物資広域集積場所とする。

- ア 郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。
- イ 大量の物資を集積するのに適した施設であること。
- ウ 多数の緊急輸送車両の駐車が可能な場所であること。

名 称	所 在 地	N T T 電 話	備 考
万場小学校体育館	多野郡神流町大字万場甲 84	57-2320	
中里中学校体育館	多野郡神流町大字神ヶ原 422	58-2517	

5 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、本県の地域における通常の料金（国土交通省の認可料金による）を基本とし、町と輸送業者で協議して定める。
- (2) 自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金とし、輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料負担程度の費用とする。

第25節 防災ヘリコプター活用計画

災害が発生した場合、広域的で機動力に富んだ活動が可能である防災ヘリコプターを応援要請し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

1 防災ヘリコプター運行時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとし、緊急運行の場合は日の出から日没までとする。

2 防災航空隊の応援要請

(1) 要請者

防災航空隊（防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、原則として町長及び消防本部消防長が行うものとする。

(2) 要請の基準

要請の基準は、次のいずれかに該当し、防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

ア 町の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合。

イ 災害が、隣接する市町村に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合。

ウ 防災ヘリコプターの運航により災害の予防又は改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合。

エ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

(3) 要請の方法

要請の方法は、防災航空隊に対し電話等により、次の事項を明らかにして行う。

なお、事後速やかに防災ヘリコプター応援出動要請書を、防災航空隊へファクシミリ等により提出する。

ア 応援の種別

イ 災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の場所及び地上支援体制

カ その他の必要事項

3 群馬県防災航空隊の活動業務

群馬県防災航空隊の活動業務は次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

(2) 火災防御活動

(3) 捜索・救助活動

(4) 救助活動

(5) 災害予防活動

(6) その他防災航空総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

4 ヘリポートの整備

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等を要請するときは、下記施設の中から避難所と競合しない場所を臨時ヘリポートとして整備する。

名 称	所 在 地	管理者	備 考
-----	-------	-----	-----

神流町総合グラウンド	多野郡神流町大字麻生甲 127	神流町長	
神流町みかぼ高原荘 運 動 広 場	多野郡神流町大字生利 2212-5	神流町長	
神流町宮地グラウンド	多野郡神流町大字神ヶ原甲 1569	神流町長	

第 26 節 労働力供給計画

災害時において、災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事する要員として必要な労働者の確保は、本計画に定めるところによるものとする。

1 実施主体

- (1) 災害応急対策の実施に必要な作業員の確保は、町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の作業員の確保は、災害救助法により町長に委任しているものを除き知事が行う。

2 災害救助法による作業員の雇上げ

災害救助法が適用された場合の労働者の雇上げは、「群馬県地域防災計画」によるものとし、その概要は次のとおりとする。

(1) 労働者の雇上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の作業員を雇上げする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産の移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の整理、輸送及び配分
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の収容

(2) 雇上げ期間

被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又は発生するおそれのある 1 日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

3 災害救助法によらない労働者の雇上げ等

(1) 救助法によらない労働者の雇上げ

救助法の適用によらない災害応急対策の実施に必要な作業員の雇上げは、町長が必要と認める場合に前記 2 に準じて行う。

(2) 公共職業安定所に災害応急措置を要請する場合

町長は、災害応急措置として労働者を必要とする場合、公共職業安定所長に対し次の事項を明らかにしたうえで文書又は口頭で斡旋要請する。

- ア 職業別所要労働者数
- イ 作業場所、作業内容
- ウ 労働の条件
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他必要な事項

(3) 労働者に対する費用

町長は、災害応急措置の実施について必要な労働者に対する報酬は、通常の賃金を考慮のうえ負担する。

第 27 節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し又は発生のおそれがあり、交通安全と施設保全上必要があると認められるとき又は災害時の交通確保のため必要があると認められる時の通行の禁止及び制限（以下「交通規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 道路管理者の交通規制

- (1) 町長は、基本法に基づき、被災地での災害応急対策を優先させるため、その管理する道路施設について、警察署の協力を得て、一般車両等を交通規制し、交通安全を図る。また、交通規制を実施した場合は、速やかに関係機関に連絡する。
- (2) 町長は、町の区域内における管理以外の道路施設について、交通規制する必要があると認められ、知事等に連絡するいとまがない場合は、所定の道路標識及び表示板等を設置し、速やかに関係機関に連絡する。
- (3) 町長は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町長は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 規制の実施主体

災害発生時において、道路施設に被害が発生し又は発生するおそれがあり、交通安全上必要があると認められるときの、交通規制は次に掲げるものを行う。

種 別	実 施 者
国・県道及び主要地方道	知事・藤岡警察署長又は警察官
町道、林道及び農道	町長・藤岡警察署長又は警察官

3 町民への交通規制の周知

災害時における応急対策のため、公安委員会等が町の区域内において交通規制を実施する場合は、音声告知放送、広報車等により町民に周知し、交通規制の円滑な実施に協力する。

4 緊急輸送車両等の確認等

町が行う緊急車輛の確認事務は、総務班において処理する。

5 交通指導員の派遣

町長は、災害時における交通整理のため、藤岡警察署長から、交通指導員の派遣の要請があった場合は、「災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定書」に基づき、当該区域に交通指導員を配置して必要とする交通整理を実施する。

第 28 節 施設、設備の応急復旧

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

1 迅速な応急復旧の実施

町、県、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

2 被害状況の情報提供

町及び県は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

3 有害物資の漏えい等の防止

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、町、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 29 節 災害救助法適用計画

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、群馬県災害救助法施行細則等の定めるところにより必要と認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うものとする。

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、同法施行令第 1 条に定められており、これを基準として救助が実施されることになるが、災害救助法に基づく救助の実施責任は知事にある。

したがって、町においては、災害がその基準に該当し又は該当する見込みがあるときには、直ちに知事に被害状況を報告し、災害救助法が迅速に適用できるよう、町における救助法の適用基準、被災世帯の算定基準等について定めるものとする。

(1) 救助の程度・方法及び期間等

災害救助法が適用された場合に実施される救助の種類、程度、方法、期間については、災害救助法及び同法施行令等により規定されており、その詳細を研修等により周知しておく必要がある。

(2) 災害救助実施責任機関

ア 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることとされている。

したがって、神流町地域防災計画のうち災害救助法に基づく救助については、町長が知事の権限の一部を委任され、また、知事を補助して行う。

ただし、災害に事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときには、町長において自ら救助に着手する。

イ 町長の行う救助

知事の権限の一部を委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合においては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害の災害救助については、町長の責任において実施される。

(3) 基準の内容

ア 適用は町単位である。

イ 同一災害によることが原則である。

例外

(ア) 同時又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一区内の別の地域での同種又は異なる災害

以上 2 点による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法の適用の対象となる。

ウ 町の人口に応じ一定の被害世帯以上になった場合。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にある場合。

(4) 適用基準

ア 住家の滅失した世帯数が、30世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当町の住家滅失世帯数が、アの1/2以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な理由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

※ウ、エ、オについては、厚生労働大臣の事前協議が必要

2 被災世帯の判定基準

(1) 被害の認定基準

ア 住家

現実にその建物を住居のために使用しているものをいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

イ 被災世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

(イ) マンション・アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。

(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。

(ウ) 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これらの生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

ウ 全壊（焼）、流失

住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割

合が 50%以上に達した程度のもの。

エ 半壊（焼）

住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。

3 救助の種類と実施制限の委任

(1) 救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食料の供与及び飲料水の供給
- ウ 生活必需品の供与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害により被害を受けた者の救出
- カ 災害により被害を受けた住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋火葬
- コ 死体の捜索及び収容
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂及び竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

資料編「資料 14 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」による。

5 強制権の発動

知事は、救助の実施に当たり、関係者の協力が得られず救助を行えないと判断した場合は、災害救助法の定めるところにより、従事命令又は協力命令を発し、救助を実施するものとする。

6 災害救助法が適用されない場合

町長が実施するものとし、災害救助法による実施基準に準じ行うものとする。

第 30 節 自衛隊の派遣要請等の計画

災害応急対策実施のため、自衛隊法第 83 条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等は次によるものとする。

1 派遣要請の要求等

町長は、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事に対し自衛隊の派遣を要請するよう要求する。

ただし、知事に要求できない場合は、同第 2 項の規定に基づき、その旨及び災害状況を陸上自衛隊第 12 旅団長に通知する。

2 要請する災害

災害における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、それぞれの実施機関において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、自衛隊の派遣を要請する。

3 連絡体制の確立

町は、自衛隊の派遣を必要とする場合には、この節に定める手続きに従い知事に要請を要求するほか、当該地域の被害等の状況を積極的に自衛隊に通報する。

4 派遣要請の手続き

町は、災害派遣を必要とするときは、知事（危機管理室）に文書をもって要請の手続きを要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。なお、要請手続きを要求した場合は、その旨を藤岡警察署長に連絡する。

5 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次の活動を行う。

- (1) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索・救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 火災に際して、消防機関に協力しての消防活動
- (6) 道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対し、応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援

- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊き出し及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) その他（知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊と協議して決定する。）

6 災害派遣要請様式

自衛隊の派遣要請を要求する場合は、次頁の様式により行う。

年 月 日

群馬県知事 様

神流町長 印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を必要とする事由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域、連絡場所及び連絡者
活動内容

- 4 その他参考となるべき事項
例) ・ 必要な車両、航空機、資機材
・ 必要な人員
・ 連絡場所及び連絡責任者

7 派遣を受けた後の措置

派遣を受けた後の町の対応は、次のとおり行う。

(1) 派遣された部隊の宿泊施設、所在地及び宿泊可能人員は次による。

名 称	所 在 地	宿泊可能人員
万場高校武道館	神流町大字生利 1549-1	200 人
神流町万場学習センター	神流町大字万場 84	50 人
神流町みかぼ高原荘	神流町大字生利 2212-5	200 人
神流町町民体育館	神流町大字相原 36	200 人
神流町老人いこいの家	神流町大字柏木 82	100 人

(2) 町における自衛隊のヘリを使ったヘリポートの適地は、次のとおりである。

- 神流町総合グラウンド
- 神流町みかぼ高原荘運動広場
- 神流町塩沢ヘリポート
- 神流町宮地グラウンド

※ヘリポートの表示は、白色で直径 10m の円を描き、中心部にHと書くとともに、発煙、旗、吹き流し等により明示する。

(3) 町長は、派遣された部隊の効果的な活動を図るため、関係機関と協議して、下記に掲げる準備に従い、あらかじめ計画を立てておく。

- ア 作業箇所別必要人員及び機械
- イ 作業箇所別優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- オ 県及び関係市町村その他関係機関の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

8 知事の派遣要請を待たないで部隊等を派遣する場合の措置等

(1) 自衛隊法第 83 条第 2 項但し書きの規定により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡する

(2) (1) により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡する。

(3) 部隊等を派遣する場合

- ア 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊）により自衛隊のみならず、関係機関への情報提供を目的とした情報収集を行う場合。
- イ 災害に際し、通信の途絶等により部隊と知事との連絡が不能である場合に、町長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ウ 災害に際し、通信の途絶等により部隊と知事との連絡が不能である場合に、部隊

等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

エ 運行中の航空機に異常事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要が認められるとき。

オ 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に関わる災害の発生を目撃し又は当該災害の近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

カ その他の災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

(4) (3) による派遣後、知事から要請があった場合は、その時点から要請に基づく救援活動を実施する。

9 派遣要請後の変更手続き

町長は、派遣要請の要求後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の手続きに準じて手続きを行う。

10 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（災害対策基本法第 63～65 条）

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者（委任を受けた町の史員及び警察官）がその場にいない場合に限り以下の職権を行使することができる。

ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止退去を命ずること。

イ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土砂・竹木等の物件を使用すること。

ウ 応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 町民又は現場にある者を、応急処置の業務に従事させること。

(2) 行使した場合の処置の概要

ア 上記(1)の権限を行使した場合は、その旨を町長に連絡する。

イ 上記(1)中イ及びウに係る土地、建物、工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通知する。

ウ 上記(1)中に係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

11 派遣部隊の撤収手続き

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、派遣部隊の活動が必要でなくなると認めるときは、直ちに知事（危機管理室）に対し、文書で撤収の要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。なお、撤収手続きを要求した場合は、その旨を藤岡警察署長に連絡する。

12 費用負担区分

(1) 派遣部隊が活動に要した費用のうち下記に掲げるものは、当町の負担とする。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、自衛隊とで協議して定める。

(3) 2つ以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

13 その他

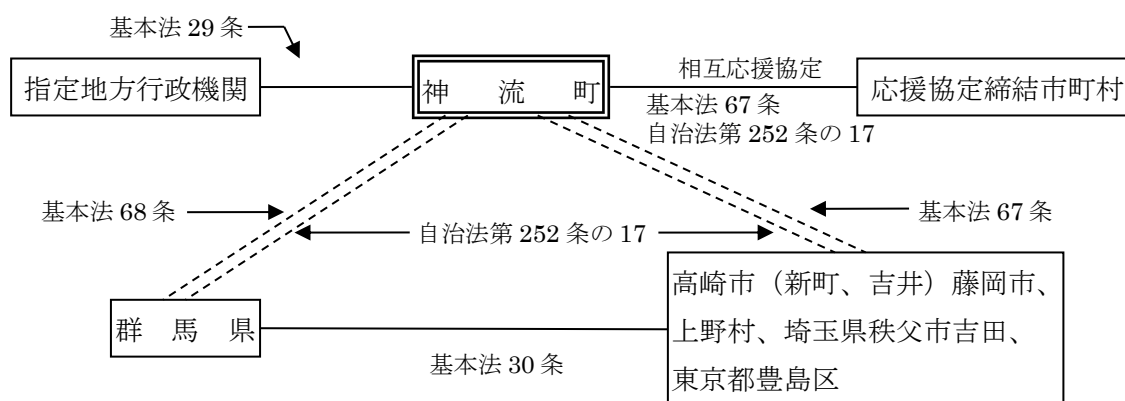
その他必要な事項は、町長が派遣部隊長及び関係機関と協議して定める。

第31節 相互応援協力対策

災害時において町が他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して、災害応急対策の迅速、かつ、円滑化を図るため、次のとおり計画を定めるものとする。

1 相互応援協力

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統図は次のとおりである。



2 災害応援協定の締結

町は、災害時における応急対策が困難な場合に備え又は他の機関への応援が迅速、かつ、的確に行われるよう積極的に相互応援協定の締結に努める。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮するものとする。

また、既に締結された協定についても、町が他市町村等に対し応援を求める場合又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるよう平素から相互応援協定締結市町村等と協力体制の確立に努め、より有効なものとするよう常に見直しを図り、その体制を確保する。

なお、協定の締結がない場合であっても、でき得る限り近隣市町村等と相互に応援協力する。

3 応援協力の内容

応援協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 罹災者等の食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の供給
- (2) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療、防疫作業のための職員派遣、所要の施設利用、医療品の提供
- (3) 復旧のための土木及び建築技術職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 清掃、し尿処理作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (5) 上下水道、給水作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (6) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための、職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (7) 消防及び水防作業隊の派遣及び資機材の提供
- (8) 被害者の救助に係る所要の施設の利用及び職員の派遣
- (9) その他特に要請のあった事項

4 応援協力の連絡調整

隣接市町村への応援要請又は近隣市町村からの応援要請に対する関係機関等との連絡調整は、総務班が当たる。

5 近隣市町村等への応援要請

町長は、災害が発生した場合、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、災害対策の万全を期する。

- (1) 要請の時期
他の市町村に対し、応援を要請する時期は、町長が必要と認めたときとする。
- (2) 要請の範囲等
災害の規模に応じて隣接町村へ随時要請するものとする。なお、要請にあたっては、「相互応援協定」締結町村を優先する。
- (3) 要請の手続き
次の事項を明らかにして、文書をもって要請する。なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日速やかに文書を送達する。
 - ア 被害の状況及び応援を要する理由
 - イ 応援を受けたい生活必需物資、応急対策及び応急復旧に必要な資機材の品名、数

量等

ウ 応援を受けたい希望技術職員等の職種別人員、給与、勤務条件等

エ 応援の場所及びその経路

オ 応援の期間

カ その他必要事項

(4) 経費の負担

応援を受けた時は、その応援に要した経費は町が負担する。なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村間においては、協定等の定めるところによる。

(5) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

町は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

6 近隣市町村等からの応援要請に対する措置

災害の発生に伴う応急対策のため、他の市町村から応援要請があった場合は、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努める。

(1) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

7 その他

基本法第 67 条に定める災害応急措置に関する応援及び協力について、神流町における他の市町村等との災害応援協定等の締結状況は次のとおりである。

(1) 災害応援協定締結近隣市町村

藤岡市、高崎市（新町・吉井町）、上野村、埼玉県秩父市吉田

(2) 非常災害時等における相互応援に関する協定

東京都豊島区

(3) 災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定

藤岡警察署

(4) 災害発生時における万場郵便局及び中里郵便局・神流町間の協力に関する覚書

万場郵便局及び中里郵便局

第 32 節 公共的団体等の活用計画

災害時において、公共的団体等の組織による奉仕団の編成及び受け入れ等は、本計画に定めるところによるものとする。

1 奉仕団の種別、編成、所属

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成する。

(1) 奉仕団は概ね次の団体で構成する。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ア 区長会 | エ 健康推進員 |
| イ 社会福祉協議会 | オ ボランティア連絡協議会 |
| ウ 婦人会 | カ (社) 藤岡交通安全協会奥多野支部神流分会 |

(2) 奉仕団の編成は、各団体別に編成する。

2 奉仕団の活動内容

- (1) 炊き出しその他災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) その他軽易な作業及び事務

3 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、奉仕団の属するそれぞれの機関において行う。

第 33 節 ボランティア活動支援推進計画

町は、災害時における防災ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアリーダーの育成に努めるとともに、行政とボランティアの連携の促進及びボランティア活動の支援のための諸対策を推進するものとする。

1 平常時の対策

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は広報誌、CATV、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を行う。

(2) ボランティアネットワークづくり

災害時の被災現地における一般ボランティアの受け入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や、ボランティア支援機関による連絡会議を設置し、

情報交換等を行う連絡体制（ネットワーク）を確立する。

(3) 防災ボランティア登録制度を創設

通信や建物危険度判定等の専門分野において登録制度を創設し、災害時の連絡体制を確立する。

(4) 防災ボランティアリーダーの養成

町は、自主防災組織活動と連携し、防災に関する町の点検活動（防災マップの作成、避難所・避難ルート等の点検）及び防災訓練に対する協力を行うボランティアリーダーの育成を行う。

2 災害発生時の対応

(1) ボランティアの受け入れ及び支援

町は、ボランティア活動が効果的、かつ、円滑に行われるよう次の支援を行う。

ア 被災現地での一般ボランティア受け入れ態勢（現地活動拠点）の確立支援

イ 現地活動拠点におけるボランティア受け入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援

ウ 各被災地におけるボランティアニーズの把握、調整

エ 現地活動拠点での事務機器等必要器材の支援

オ ボランティアの宿泊場所等の斡旋、支援

カ 被災地、指定避難所等の関係情報の提供

(2) ボランティアの調整及び派遣

ア 町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

イ 町は、ボランティアニーズを把握し、被災現地内での調整が不能な場合は、県（県民生活課）に連絡し、広域調整に努める。この場合、県は、群馬県災害救援ボランティア団体の協力を得て、必要な調整に努める。

ウ 災害復旧が長期間にわたる場合は、群馬県災害救援ボランティア団体と協議し、長期的な支援体制を組む。

3 ボランティア活動の主な内容

(1) 一般ボランティア

- ア 避難誘導
- イ 情報連絡
- ウ 給食、給水
- エ 物資の搬送、仕分け、配給
- オ 入浴サービスの提供
- カ 避難所の清掃
- キ ゴミの収集、廃棄
- ク 高齢者、障害者等の介助
- ケ 防犯
- コ ガレキの撤去
- サ 住居の補修
- シ 家庭動物の保護

(2) 専門ボランティア

- ア 被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
- イ 救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
- ウ 建物応急危険度判定（建築士等）
- エ 被災宅地危険度判定
- オ 外国語通訳
- カ 手話通訳
- キ 介護（介護福祉士等）
- ク アマチュア無線
- ケ 保育
- コ 各種カウンセリング

4 公共的団体等のボランティア活動への支援

「第4章 風水災害応急対策計画 第32節 公共的団体等の活用計画」に定める公共的団体等については、それぞれの行う事務又は業務を通じて、ボランティア活動を支援する。